

第4次 伊豆の国市障がい者計画
第6期 伊豆の国市障害福祉計画
第2期 伊豆の国市障害児福祉計画

令和3年3月

伊豆の国市

第1章	計画の概要	1
第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の性格・位置づけ	2
第3節	計画期間	3
第4節	基本理念	3
第5節	基本方針	4
第6節	計画の策定体制	5
第2章	障がいのある人を取りまく状況	6
第1節	人口の動向と障がいのある人の推移	6
第2節	身体障がい者の状況	8
第3節	知的障がい者の状況	10
第4節	精神障がい者の状況	12
第5節	難病患者の状況	15
第6節	就学状況	16
第7節	人的資源の状況	17
第8節	伊豆の国市障害福祉推進のための実態調査	18
1	調査の概要	18
2	調査結果の概要（手帳の所持者）	19
3	調査結果の概要（一般市民）	26
第3章	第4次 伊豆の国市障がい者計画	31
	施策の体系	31
第1節	ともに支え合う地域づくり	33
第2節	安心して暮らせる生活環境づくり	37
第3節	教育の充実と文化活動の推進	44
第4節	就労・経済的自立への支援	47
第5節	保健・医療の充実	49
第4章	第6期 伊豆の国市障害福祉計画	53
第1節	障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	53
第2節	障がい福祉サービス・地域生活支援事業の体系	54
第3節	令和2年度の目標達成度	59
第4節	前回計画の達成評価	63
第5節	令和5年度の目標値	83

第6節	障がい福祉サービス・地域生活支援事業の見込量	89
第5章	第2期 伊豆の国市障害児福祉計画	96
第1節	障がい児福祉サービス提供体制の確保に関する 基本的な考え方	96
第2節	障がい児福祉サービスの体系	97
第3節	前回計画の達成評価	98
第4節	令和5年度の目標値及び見込量	103
第6章	計画推進体制	108
第1節	計画を推進するために	108
1	市民・事業者・行政の協働	108
2	全庁的な推進体制の整備	108
3	地域自立支援協議会による計画の管理	108
第7章	資料編	109
資料1	策定経過	109
資料2	伊豆の国市地域自立支援協議会委員	110
資料3	用語解説	111

※障がいの表記について

「障がい」と「障害」の表記について、この計画では、基本的には「障がい」を使用しますが、法令等に基づくもの、固有名詞や用語としては、「障害」という表記を使用します。

※アンケートや統計の集計方法について

- ①回答等は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。
- ②百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ③1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

高齢化や核家族化が進み、住民の価値観や生活様式が多様化している現代社会において、障がいのある人もない人も、地域で安心して生活が続けることができる住みやすいまちづくりが求められています。

本市は、平成29年に「伊豆の国市第3次障がい者計画」を策定し、基本理念である「その人らしく自立し、安心した生活が送れるぬくもりあるまち」を目指し、障がい者施策を推進してきました。また、平成30年には、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスのさらなる充実に取り組んできました。

国の動向としては、平成23年8月に「障害者基本法」の改正があり、共生社会の実現を目指すとともに、障がい者の定義の見直しや、差別の禁止などが規定されました。平成24年には、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、平成25年には、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。同年、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月から施行されました。

こうした国内法の整備を経て、平成26年に障害者の権利に関する条約が批准され、平成29年には、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。この計画では、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するという基本理念のもと、障がいや病気の有無にかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現を目指しています。

これらの国の動向に基づくとともに、「伊豆の国市第3次障がい者計画」の理念を引き継ぎ、変化する社会の状況を踏まえたうえで、本市における障がい者施策の基本指針として、障がい者福祉に関する施策を推進するため、「伊豆の国市第4次障がい者計画」を、さらに、未来に向けて、障がい者福祉サービスをいっそう充実したものとするために「第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

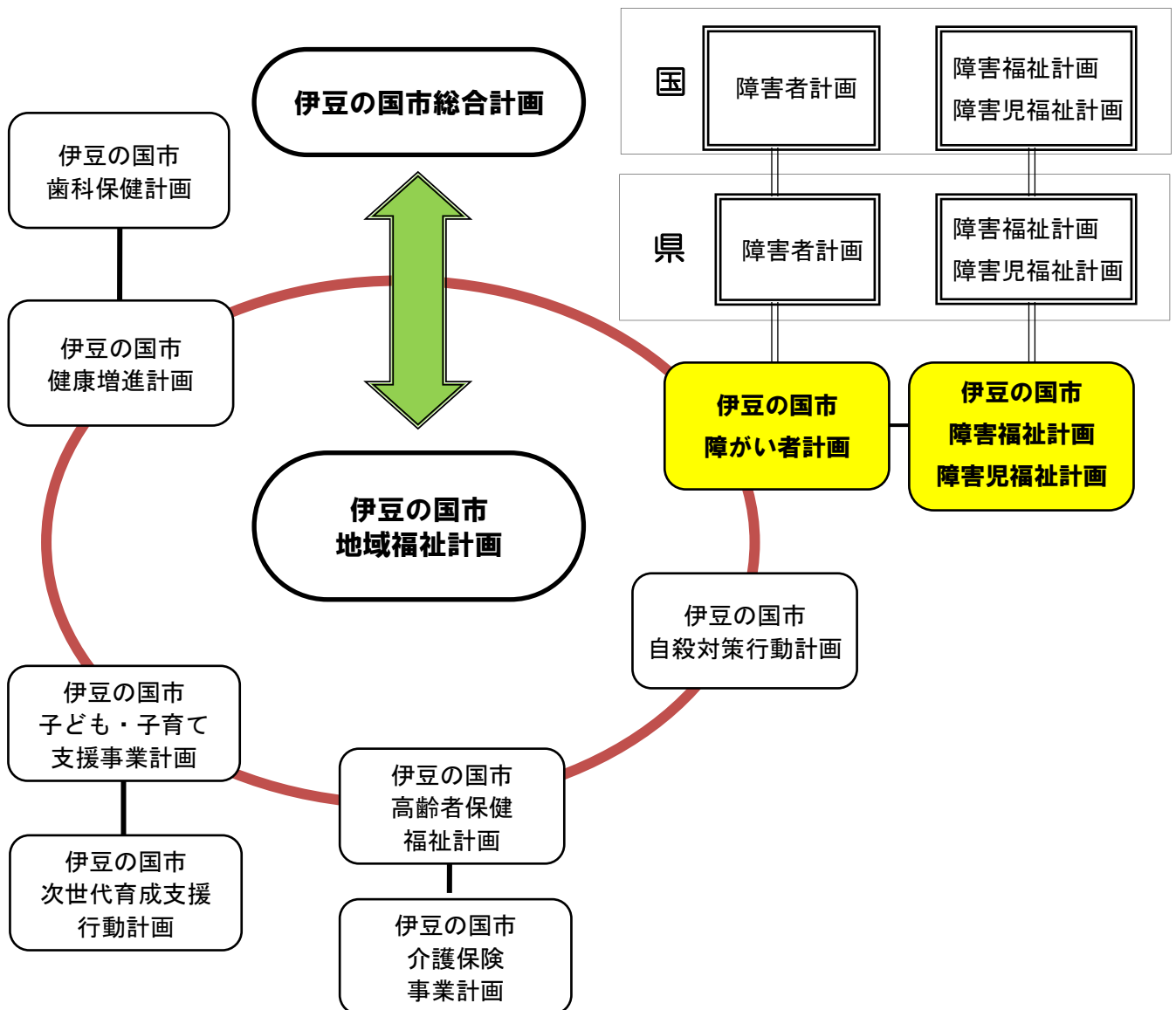
第2節 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

また、伊豆の国市総合計画における基本方針「子育ても人生も楽しい 伊豆の国市」「誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現」を目指して、施策を推進していきます。

本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などのすべての個人及び団体を対象とします。また、「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける人」のことです。

《障がい者計画と障害福祉計画体系図》



第3節 計画期間

障がい者計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6年間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間とします。

また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

《障がい者計画と障害福祉計画体系図》

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次障がい者計画					
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画					
			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		

第4節 基本理念

みんなで作るまちで わたしらしく生きる

障がいの有無を問わず、一人ひとりの人格を尊重し、ともに暮らし、地域に住むすべての人が心身ともに豊かな生活を送るためには、障がいのある人も地域の一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる社会づくりの実現が必要です。また、自助・互助・共助・公助の精神のもと、一人ひとりが助け合い、支え合うまちづくりの推進を目指します。

第5節 基本方針

基本理念の実現にあたり、具体的な方向性を示すものとして、総合計画が示す主要施策に準じ、以下を本計画の基本方針とします。

1 ともに支え合う地域づくり

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生活していくためには、地域に住む人の相互理解と互助・共助の精神が必要です。相互理解を深めるための啓発事業を実施すると共に、緊急事態に備え、相談支援体制の充実を図ります。

2 安心して暮らせる生活環境づくり

ユニバーサルデザインやバリアフリーを取り入れた住みやすいまちを整備するとともに、障がいのある人に対し、ライフステージに応じた総合的な支援を行うため、必要とされるサービスの提供の充実を図ります。

3 教育の充実と文化活動の推進

誰もがその人にあった教育が受けられるように支援すると共に、スポーツや文化活動など、障がいのある人が社会参加しやすい環境を整えていきます。

4 就労・経済的自立への支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、就労による経済的基盤の確立が不可欠です。障がいのある人が安心して就労にチャレンジできる体制を整備します。また、就職した後も、その仕事を継続できるように支援体制を強化します。

5 保健・医療の充実

障がいのある人が長く住み慣れた地域で暮らしていくために、疾病の予防と早期発見・治療体制の充実に努め、在宅医療の充実をめざします。

第6節 計画の策定体制

●障害福祉推進のための実態調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、市民と障害者手帳所持者に対し、アンケート調査を実施しました。

- ・調査期間：令和2年9月11日～令和2年9月22日
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収

●関係者ヒアリング及び関係各課との協議・調整

障がい者施策を推進するための課題について、障害者相談員に対してヒアリングを行うと共に、市役所関係各課と事業実施に関して協議・調整を行いました。

●地域自立支援協議会での審議

当事者団体、障がい福祉サービス関係従事者、民生・児童委員、保健福祉医療などの各分野の代表で構成する地域自立支援協議会にて、計画策定会議を実施し、実質的な審議を行いました。

●パブリックコメントの実施

計画書素案を市ホームページ及び障がい福祉課窓口で公開し、広く市民からの意見を募集しました。

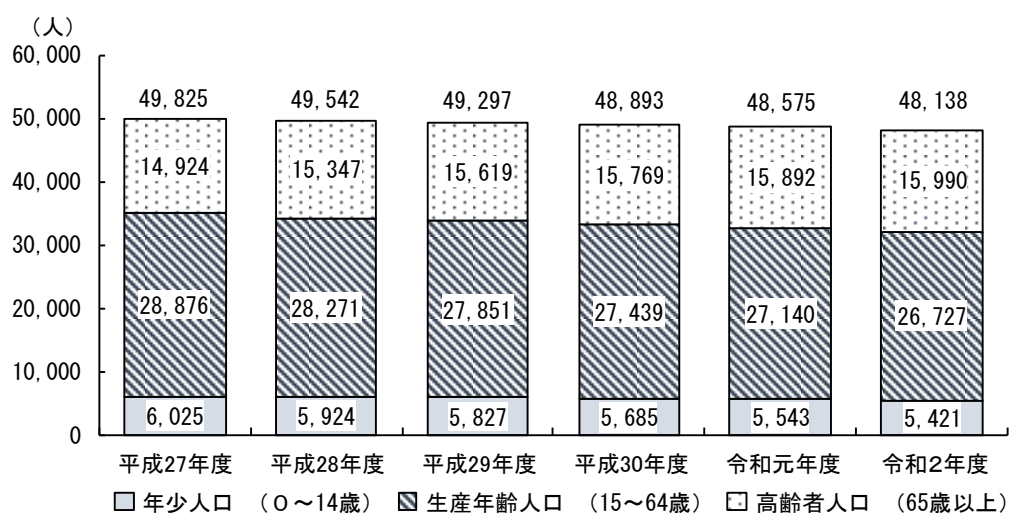
第2章 障がいのある人を取りまく状況

第1節 人口の動向と障がいのある人の推移

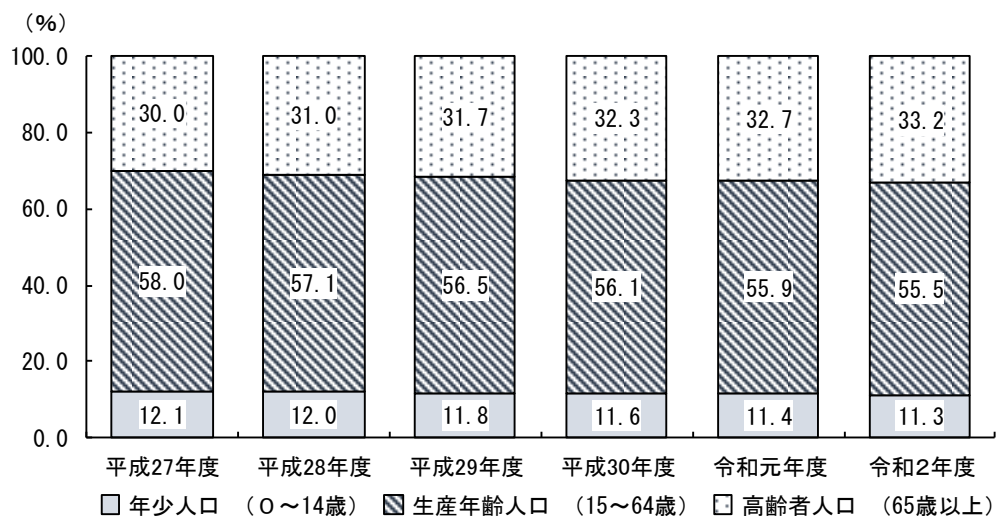
本市の総人口の推移をみると、次の表のとおりとなり、令和2年10月1日現在48,138人となっています。

年齢3区分別に人口構成比の推移をみると、年少人口の割合（0～14歳）と生産年齢人口の割合（15～64歳）は年々減少している一方、高齢者人口の割合（65歳以上）は増加しており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。令和2年は、年少人口の割合11.3%、高齢者人口の割合33.2%で、その差は年々大きくなっています。

【年齢別人口の推移】



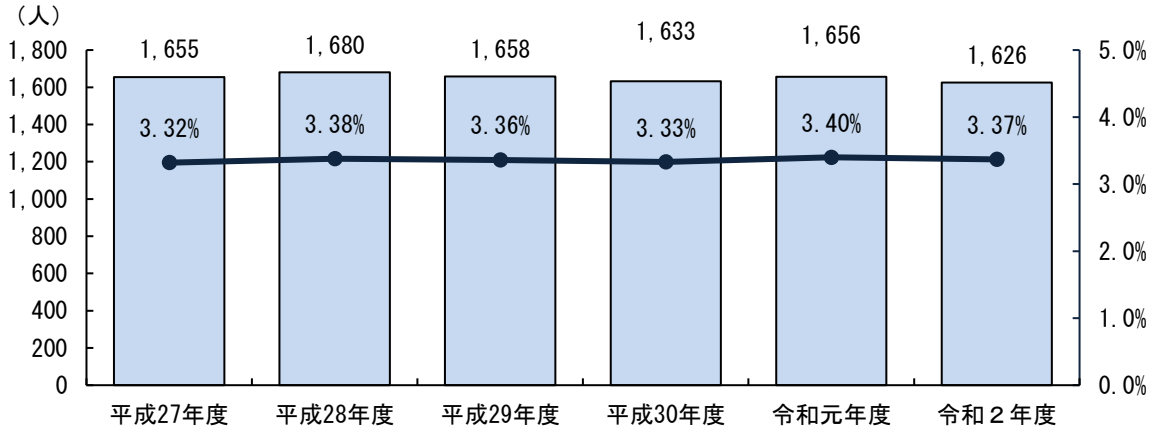
【年齢3区分別人口構成比の推移】



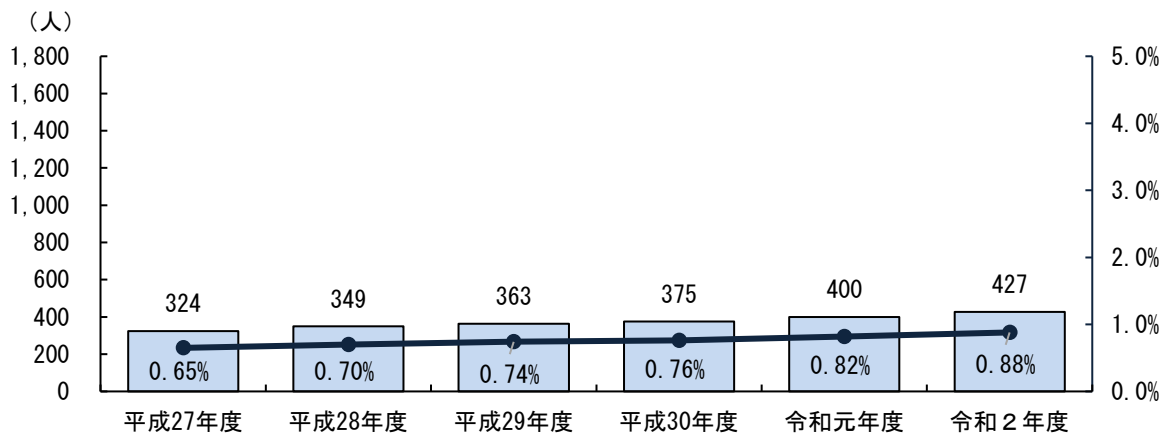
資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年10月1日現在）

本市における令和2年4月1日現在の各障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が1,626人、療育手帳が427人、精神障害者保健福祉手帳が240人となっており、手帳所持者総数は2,293人となっています。また、総人口に占める手帳所持者総数の割合は4.76%となっています。

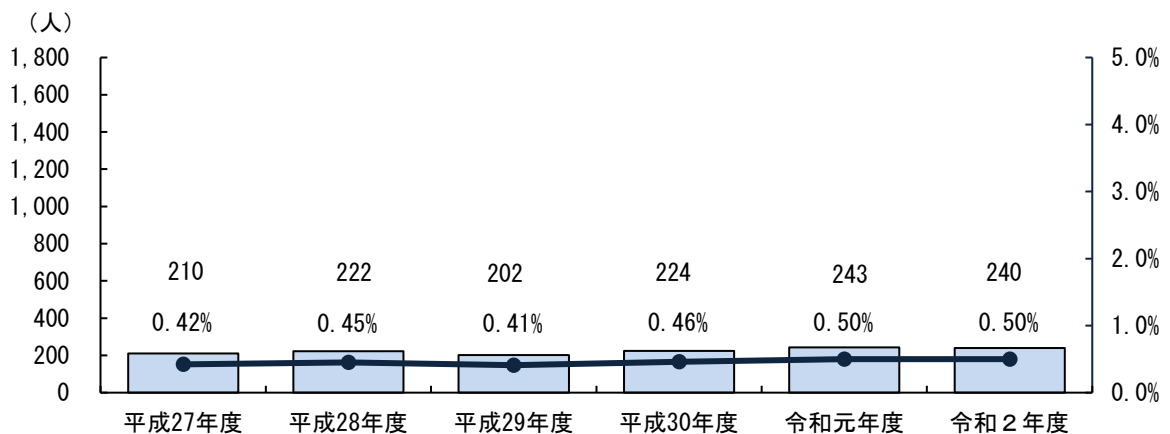
【身体障害者手帳所持者数の推移と総人口に占める手帳所持者の割合】



【療育手帳所持者数の推移と総人口に占める手帳所持者の割合】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と総人口に占める手帳所持者の割合】



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

第2節 身体障がい者の状況

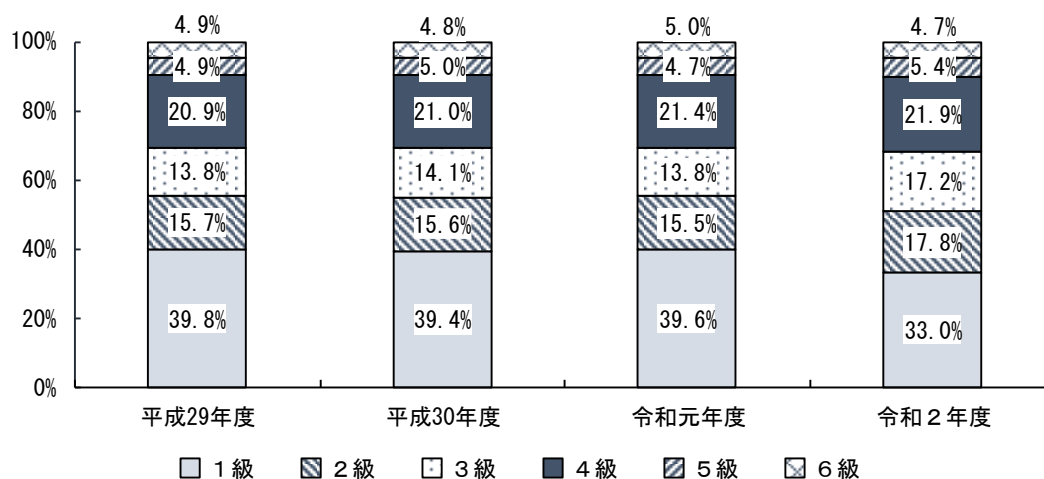
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和2年度は1,626人と、令和元年度に比べてわずかに減少しています。

障がいの等級別にみると、令和2年度では「1級」が537人と最も多く全体の約3割（33.0%）、次いで「4級」が356人と全体の約2割（21.9%）を占めています。また、「1級」と「2級」を合わせた重度が全体の半数以上（50.8%）となっています。

【障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度との比較
1級	660	644	656	537	81.4%
2級	260	255	257	290	111.5%
3級	228	230	229	279	122.4%
4級	347	343	354	356	102.6%
5級	82	82	78	88	107.3%
6級	81	79	82	76	93.8%
合計	1,658	1,633	1,656	1,626	98.1%

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）



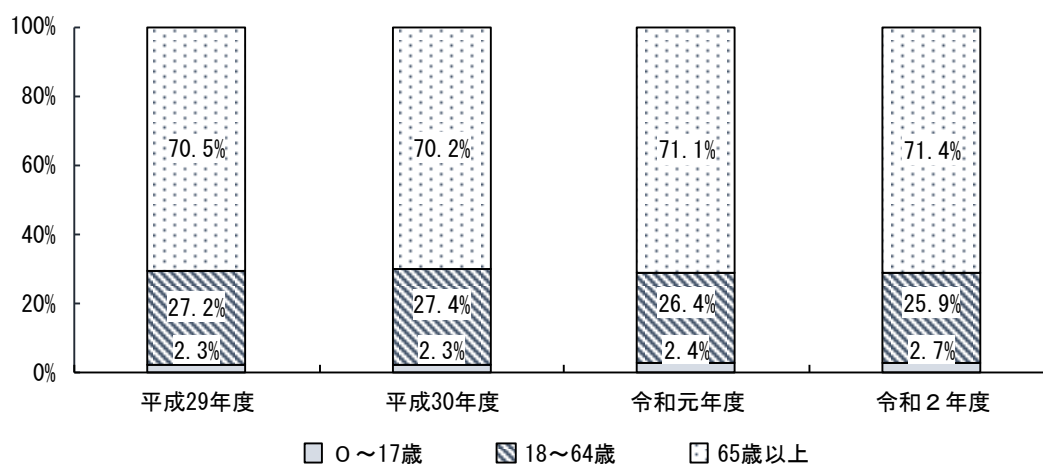
年齢階層別にみると、令和2年度では「0～17歳」が44人（2.7%）、「18～64歳」が421人（25.9%）、「65歳以上」が1,161人（71.4%）となっており、「65歳以上」が全体の約7割を占め、目立って多くなっています。

障がいの種類別にみると、令和2年度では「肢体不自由」が827人と最も多く全体の半数以上（50.9%）、次いで「内部障害」が566人と全体の約3割（34.8%）を占めています。

【年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度との比較
0～17歳	38	38	40	44	115.8%
18～64歳	451	448	438	421	93.3%
65歳以上	1,169	1,147	1,178	1,161	99.3%
合計	1,658	1,633	1,656	1,626	98.1%

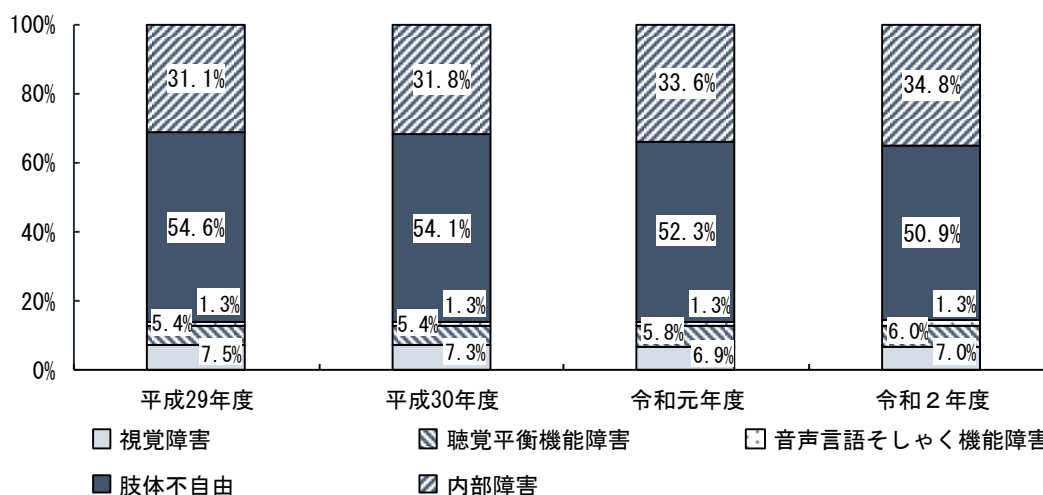
資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）



【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度との比較
視覚障害	125	120	115	114	91.2%
聴覚平衡機能障害	90	88	96	98	108.9%
音声言語そしゃく機能障害	21	22	22	21	100.0%
肢体不自由	906	883	866	827	91.3%
内部障害	516	520	557	566	109.7%
合計	1,658	1,633	1,656	1,626	98.1%

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）



第3節 知的障がい者の状況

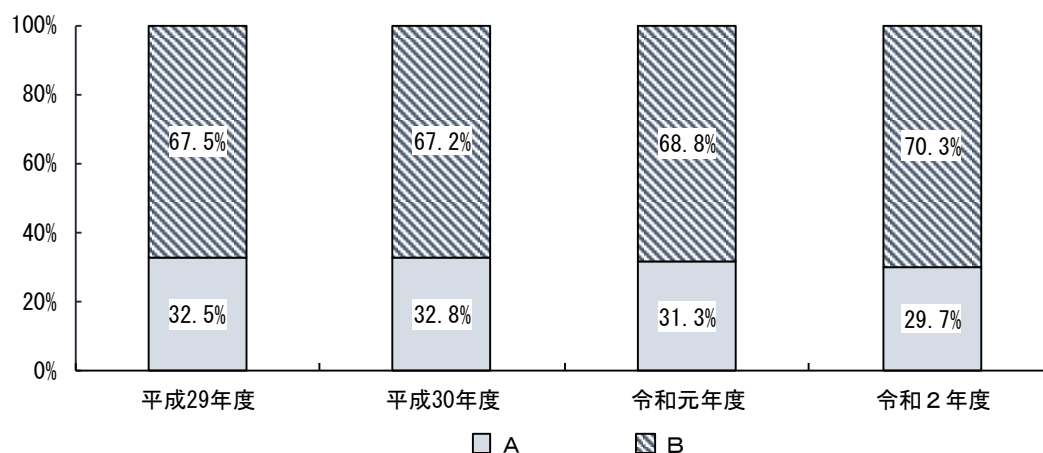
療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和2年度は427人と、令和元年度に比べて27人の増加となっています。

障がいの程度別にみると、令和2年度では「A」が127人(29.7%)、「B」が300人(70.3%)となっています。また、推移をみると、「A」「B」ともに年々増加しています。

【障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度との比較
A	118	123	125	127	107.6%
B	245	252	275	300	122.4%
合計	363	375	400	427	117.6%

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）

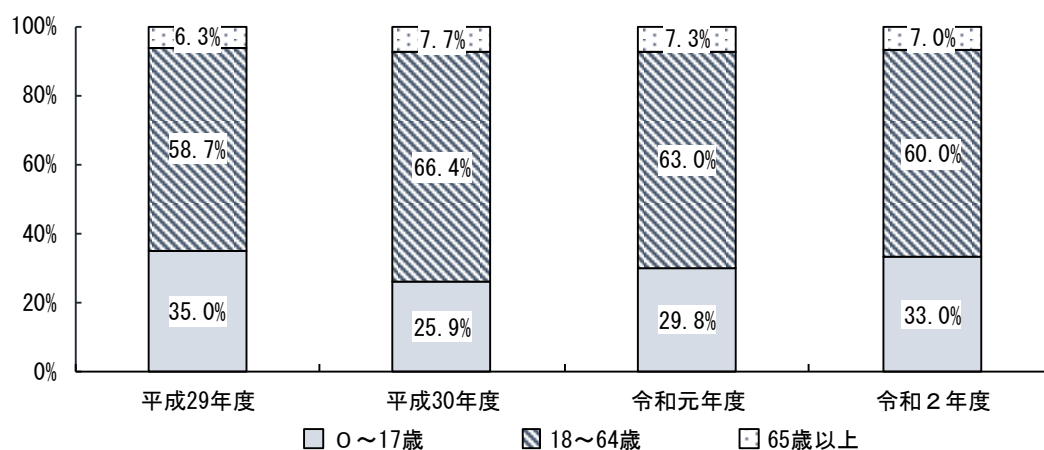


年齢階層別にみると、令和2年度では「0～17歳」が141人（33.0%）、「18～64歳」が256人（60.0%）、「65歳以上」が30人（7.0%）となっており、「18～64歳」が6割と多くなっています。

【年齢階層別 療育手帳所持者数の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度との比較
0～17歳	127	97	119	141	111.0%
18～64歳	213	249	252	256	120.2%
65歳以上	23	29	29	30	130.4%
合計	363	375	400	427	117.6%

資料：障がい福祉課（各年度4月1日現在）



第4節 精神障がい者の状況

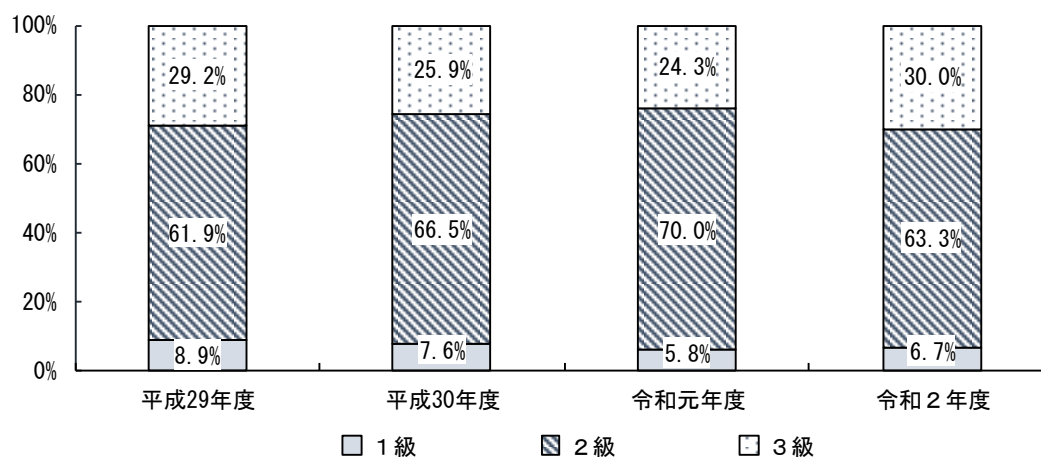
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると平成30年度は224人でしたが、令和2年度には240人となっています。

障がいの等級別にみると、令和2年度では「2級」が152人と最も多く全体の約6割（63.3%）、次いで「3級」が72人と全体の約3割（30.0%）、「1級」が16人と全体の約1割（6.7%）となっています。

【障がいの等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度との比較
1級	18	17	14	16	88.9%
2級	125	149	170	152	121.6%
3級	59	58	59	72	122.0%
合計	202	224	243	240	118.8%

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

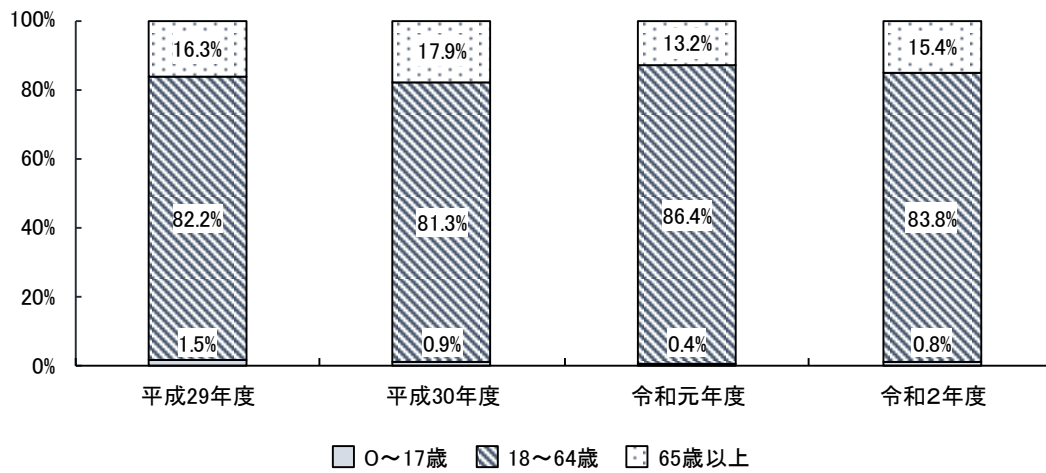


年齢階層別にみると、令和2年度では「0～17歳」が2人(0.8%)、「18～64歳」が201人(83.8%)、「65歳以上」が37人(15.4%)となっており、「18～64歳」が8割を超え、目立って多くなっています。

【年齢階層別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度との比較
0～17歳	3	2	1	2	66.7%
18～64歳	166	182	210	201	121.1%
65歳以上	33	40	32	37	112.1%
合計	202	224	243	240	118.8%

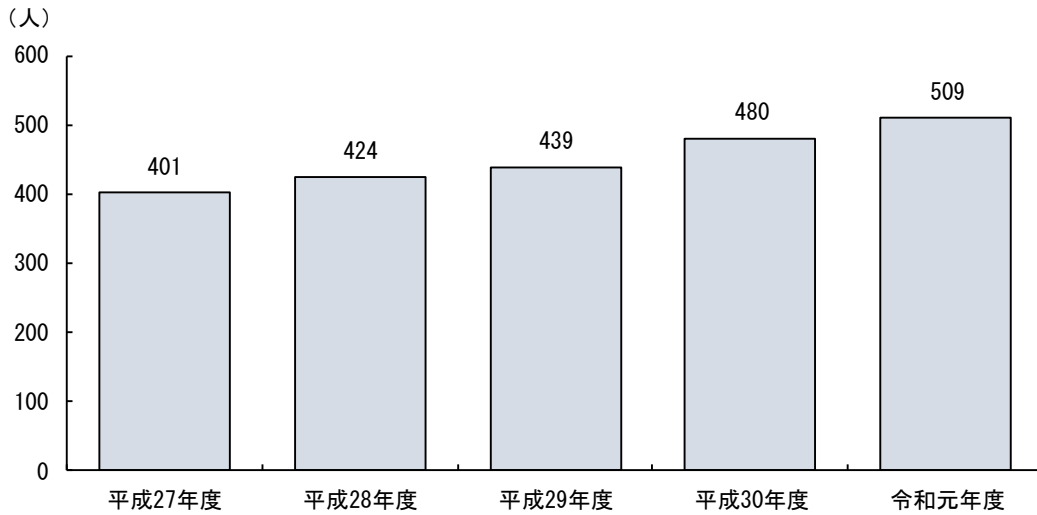
資料：障がい福祉課（4月1日現在）



自立支援医療費（精神通院）受給者証所持者数の推移をみると、増加し続けており、令和2年度は530人と、令和元年度に比べて21人の増加となっています。

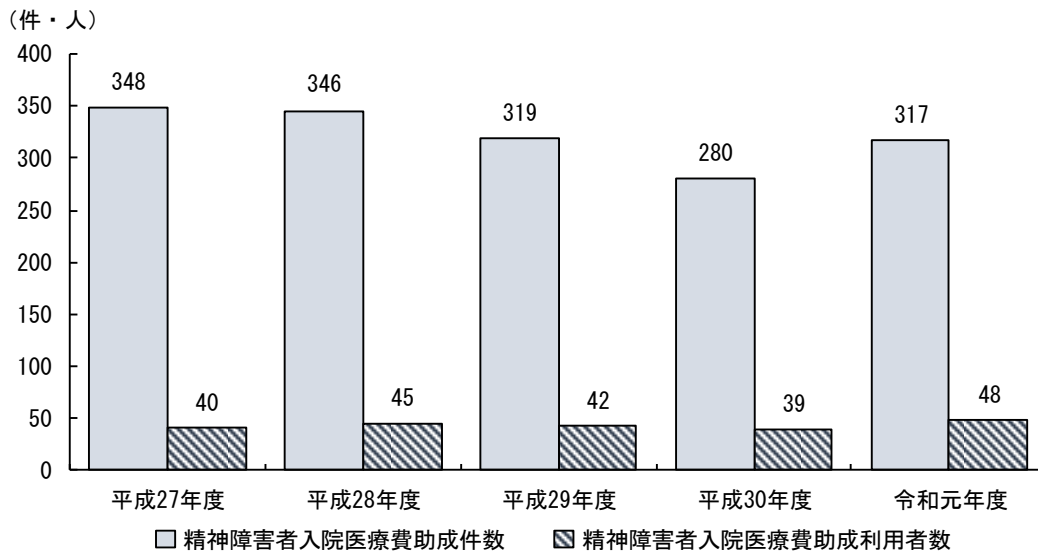
精神障害者入院医療費助成件数の推移をみると、令和2年度は317件と、令和元年度に比べて37件の増加となっています。

【自立支援医療費（精神通院）受給者証所持者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

【精神障害者入院医療費助成件数・実利用者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

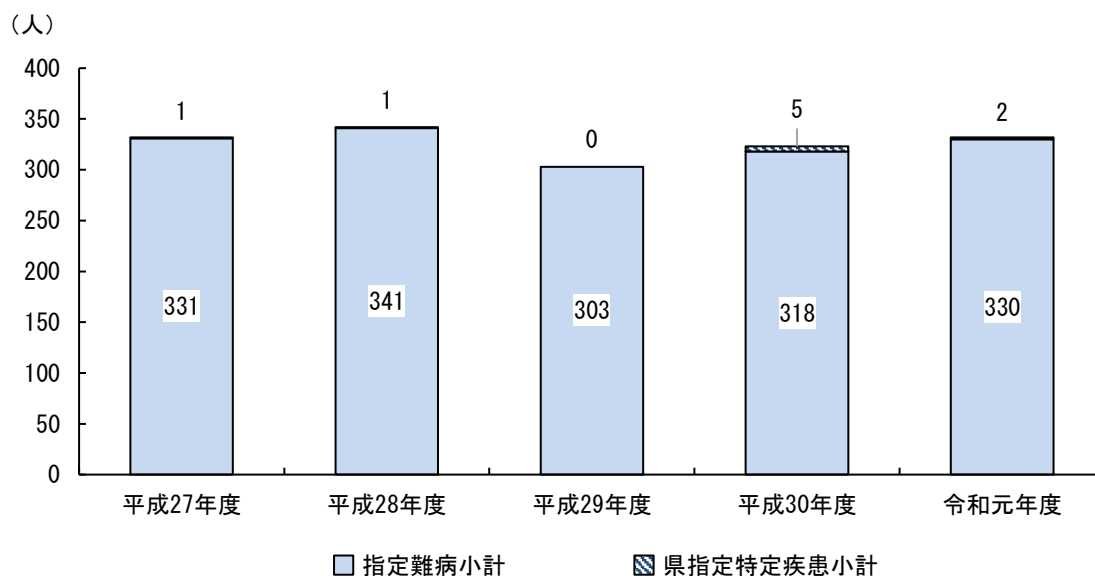
第5節 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）及び特定疾患医療費受給者数は、令和元年度、合わせて、332人となっています。主な疾病は、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、全身性エリテマトーデスです。

【難病医療費助成受給者数の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定難病 (対象疾病：333疾病)	331	341	303	318	330
国指定特定疾患 (対象疾病：4疾病)	0	0	0	0	0
県指定特定疾患 (対象疾病：2疾病)	1	1	0	5	2
	332	342	303	323	332

資料：静岡県東部健康福祉センター（東部保健所）地域医療課（各年度末現在）



第6節 就学状況

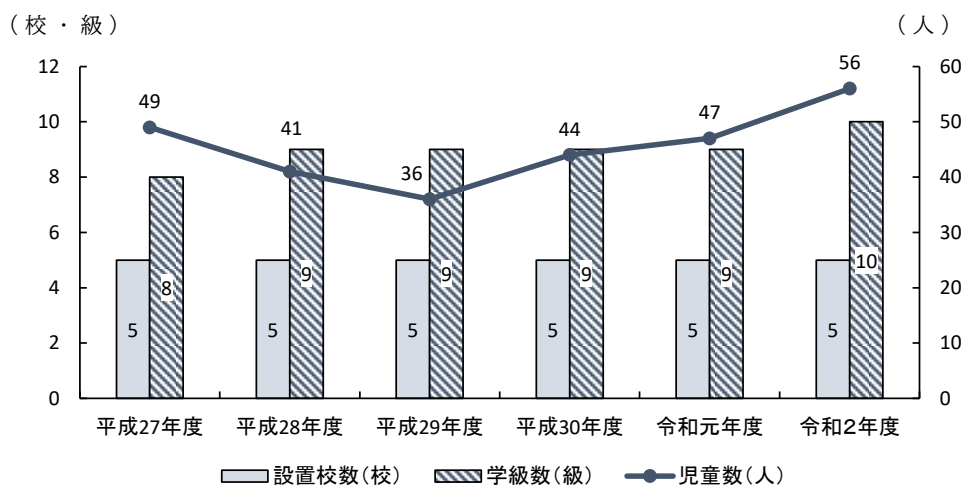
特別支援学級の設置校数について、令和2年度は、市内小学校は全6校のうち5校、市内中学校は、3校すべてに設置されています。

学級数は、令和2年度は小学校では10学級、中学校では5学級となっています。

児童数は、小学校では年々減少していましたが平成30年度では増加に転じ、44人となっています。

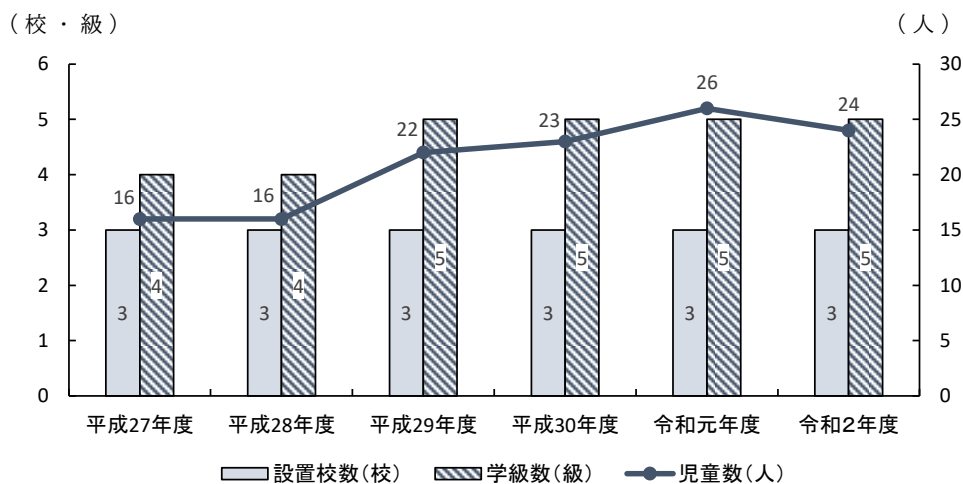
中学校では平成29年度に増加に転じ、令和2年度では24人となっています。

【特別支援学級の状況（小学校）】



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

【特別支援学級の状況（中学校）】



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

第7節 人的資源の状況

相談員の設置人数は、次の表のとおりとなり、令和2年度は民生委員・児童委員が119人、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員、発達障害者相談員がそれぞれ1人となっています。

【相談員の設置人数】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
民生委員・児童委員	127	127	124	123	116	119
身体障害者相談員	6	6	1	1	1	1
知的障害者相談員	3	3	1	1	1	1
精神障害者相談員	1	1	1	1	1	1
発達障害者相談員	-	-	1	1	1	1

資料：社会福祉課・障がい福祉課（各年4月1日現在）

第8節 伊豆の国市障害福祉推進のための実態調査

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「伊豆の国市第4次障がい者計画」を策定するにあたり、その基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

- ・調査期間：令和2年9月11日～令和2年9月22日
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収

一般市民	調査対象	市民
	対象者数	1,000人
	有効回収数	362人
	有効回収率	36.2%
身体障がい者	調査対象	市内に在住する身体障害者手帳保持者
	対象者数	700人
	有効回収数	396人
	有効回収率	56.6%
知的障がい者	調査対象	市内に在住する療育手帳保持者
	対象者数	250人
	有効回収数	132人
	有効回収率	52.8%
精神障がい者	調査対象	市内に在住する精神障害者保健福祉手帳保持者
	対象者数	150人
	有効回収数	92人
	有効回収率	61.3%

(3) 調査の項目

障がいの状態や生活の状況、障がい福祉施策などについて質問しました。

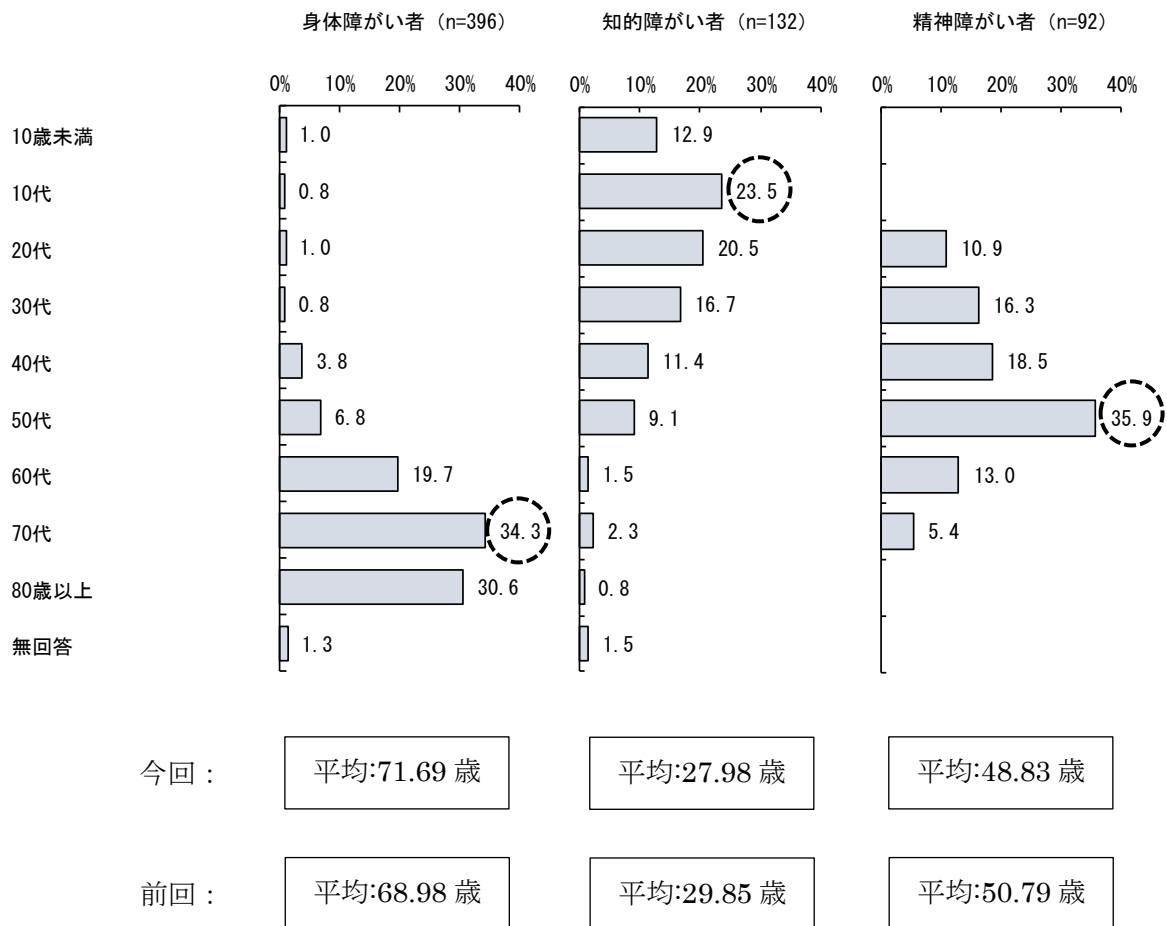
(4) 調査結果の表記について

- ①回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。
- ②百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ③1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

2 調査結果の概要（手帳の所持者）

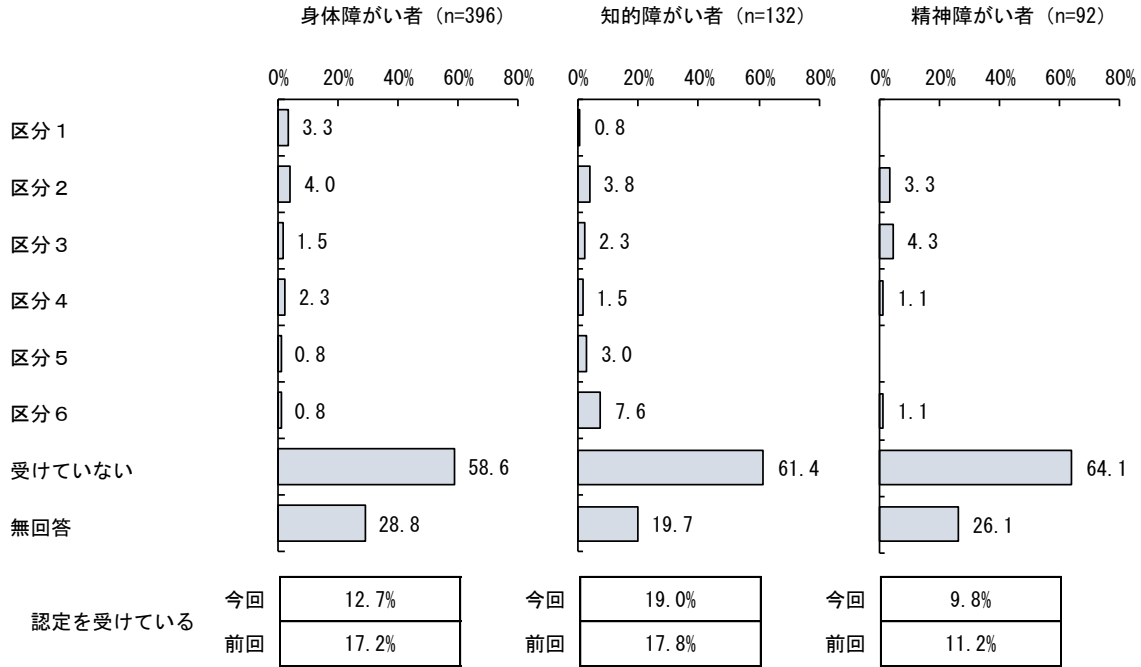
（1）年齢

年齢は、身体障がい者では70代、知的障がい者では10代、精神障がい者では50代が最も多くなっています。障がい種別により、年齢層の構成が異なっています。平均年齢は、前回調査時より、身体障がい者で高齢化、知的・精神障害者については、若年齢化が進んでいます。



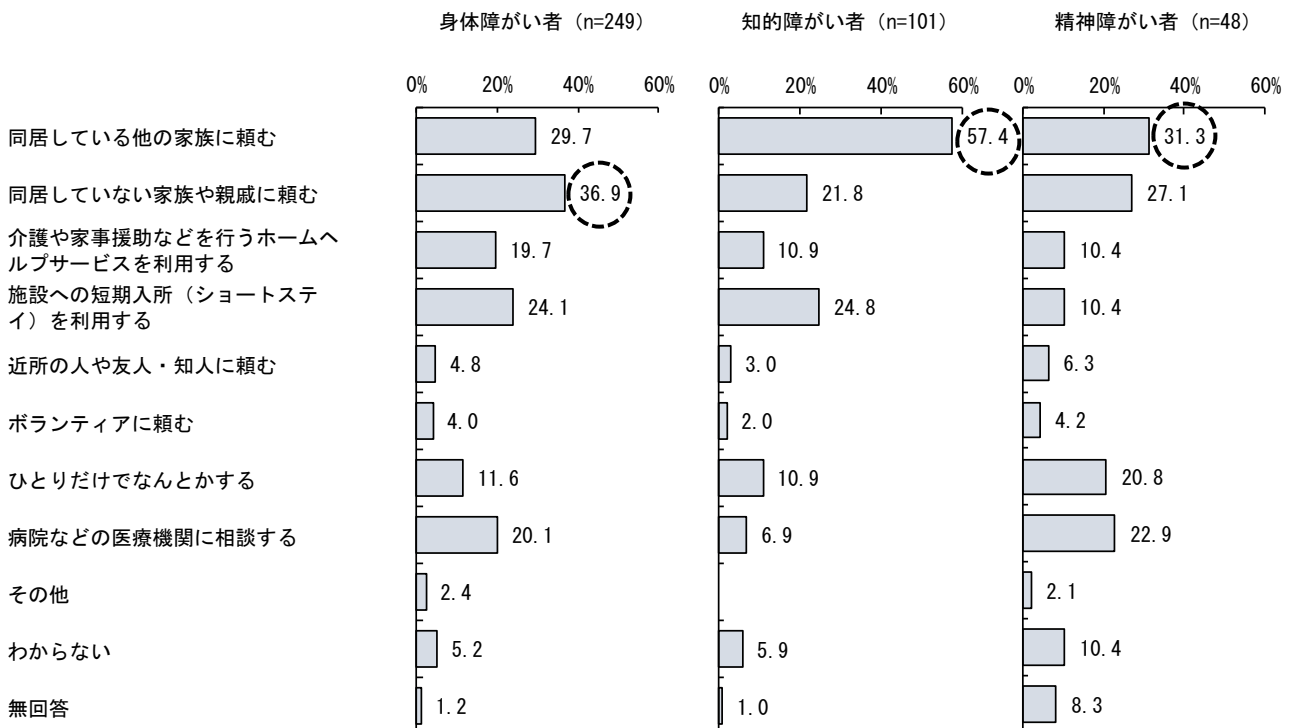
(2) 障がい支援区分

障がい支援区分は、すべての障がい種別で「受けていない」が半数を超え多くなっています。また、「区分1」から「区分6」までを合わせた“認定を受けている”は、知的障がい者では約2割、身体障がい者と精神障がい者では約1割となっています。前回調査時と比べ、認定を受けている割合は、知的障がい者で増、身体・精神障がい者で減となっています。



(3) 主な介助者

主な介助者の緊急時の対応は、身体障がい者では「同居していない家族や親戚に頼む」、知的障がい者と精神障がい者では「同居している他の家族に頼む」が最も多くなっています。



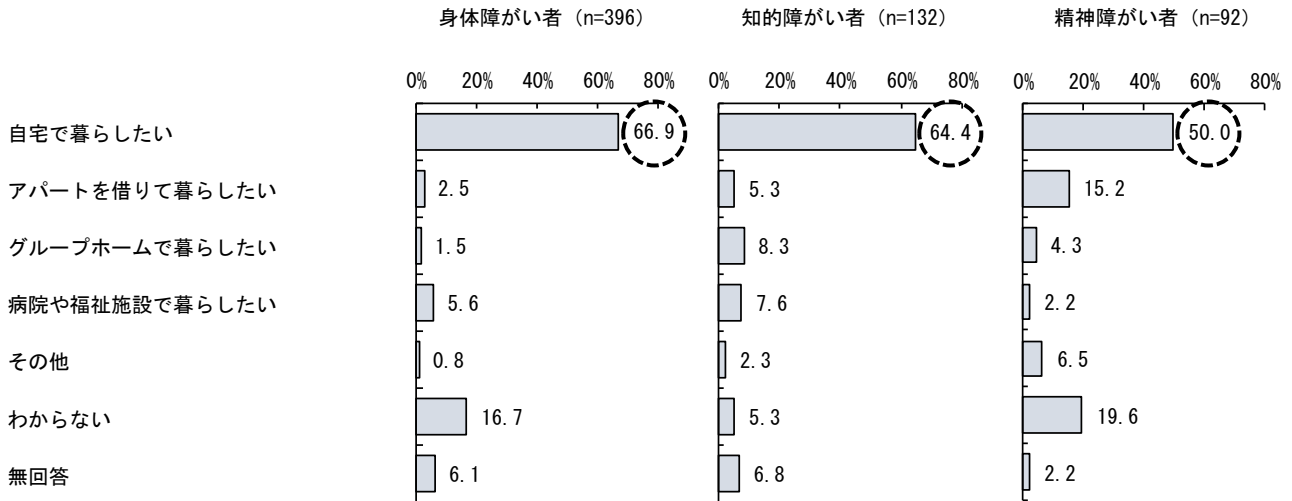
(4) 仕事での悩み・困っていること

仕事での悩み・困っていることは、すべての障がい種別で「収入が少ない」が最も多くなっています。2位3位には、人間関係についての悩みが入っています。前回調査では第2位であった「職場までの通勤が大変」は順位を下げています。

	第1位	第2位	第3位
身体障がい者 (n=59)	収入が少ない 19人 (32.2%)	職場でのコミュニケーションがうまくとれない 6人 (10.2%)	自分にあった内容の仕事がない 5人 (8.5%)
知的障がい者 (n=27)	収入が少ない 8人 (29.6%)	職場でのコミュニケーションがうまくとれない 7人 (25.9%)	障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい 4人 (14.8%)
精神障がい者 (n=16)	収入が少ない 12人 (75.0%)	職場でのコミュニケーションがうまくとれない 6人 (37.5%)	障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい 5人 (31.3%)

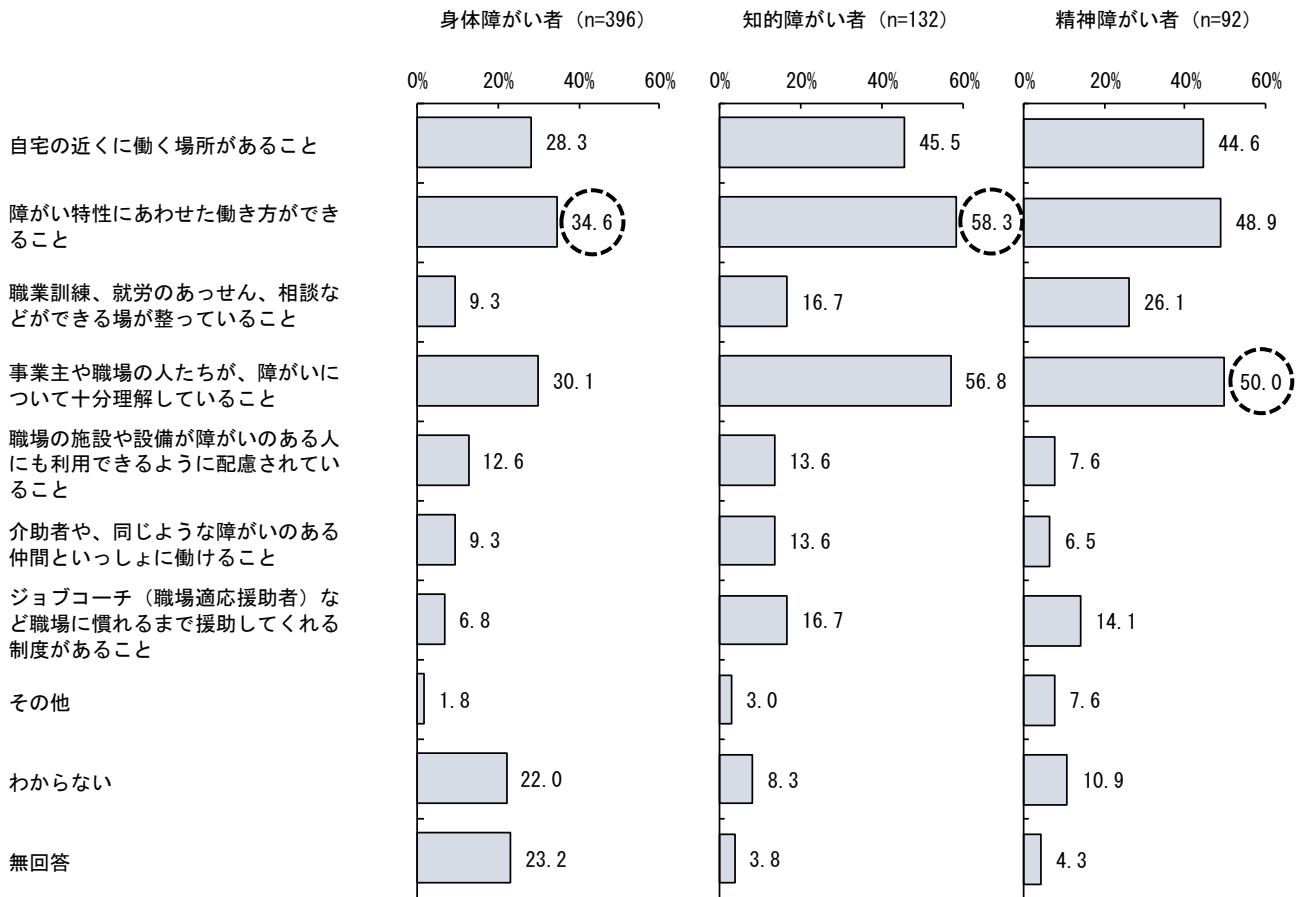
(5) 希望する今後の生活の送り方

希望する今後の生活の送り方は、すべての障がい種別で「自宅で暮らしたい」が最も多くなっています。障がいのある方が地域で暮らし続けたいという希望があることがわかります。



(6) 障がい者が働くために大切な環境

障がい者が働くために大切な環境は、身体障がい者と知的障がい者では「障がいの特性にあわせた働き方ができること」、精神障がい者では「事業主や職場の人たちが、障がいについて十分理解していること」が最も多くなっています。



(7) 悩み・心配ごとの相談相手

悩み・心配ごとの相談相手は、すべての障がい種別で「家族や親戚」が最も多くなっています。一方、「誰もいない」は、身体障がい者で4.3%、知的障がい者で3.8%、精神障がい者で8.7%となっています。

	第1位	第2位	第3位
身体障がい者(n=59)	家族や親戚 297人(75.0%)	友人・知人 90人(22.7%)	介護支援専門員(ケアマネジャー) 71人(17.9%)
知的障がい者(n=27)	家族や親戚 90人(68.2%)	友人・知人 33人(25.0%)	職場の人、学校の教師 30人(22.7%)
精神障がい者(n=16)	家族や親戚 52人(56.5%)	医療機関職員(主治医、看護師、ケースワーカーなど) 37人(40.2%)	友人・知人 24人(26.1%)

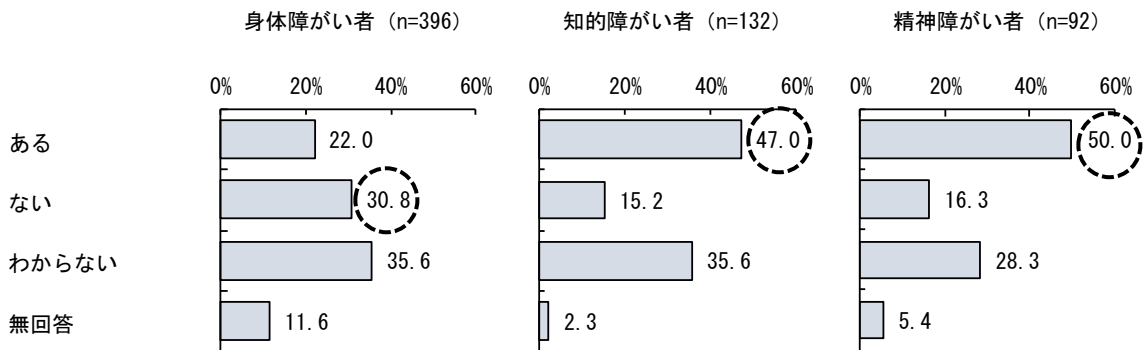
(8) 充実してほしい情報

充実してほしい情報は、順位の入替わりはあるものの、すべての障がい種別で「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が約4割と多くなっています。今後は、困ったときに相談できるところを確保すると同時に、あらかじめ、困らないように準備することが重要になってきます。

	第1位	第2位	第3位
身体障がい者(n=59)	困った時に相談ができる機関・場所についての情報 146人(36.9%)	福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報 144人(36.4%)	緊急対応についての情報 災害時の避難情報 75人(18.9%)
知的障がい者(n=27)	困った時に相談ができる機関・場所についての情報 55人(41.7%)	福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報 43人(32.6%)	災害時の避難情報 37人(28.0%)
精神障がい者(n=16)	困った時に相談ができる機関・場所についての情報 42人(45.7%)	福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報 25人(27.2%)	災害時の避難情報 19人(20.7%)

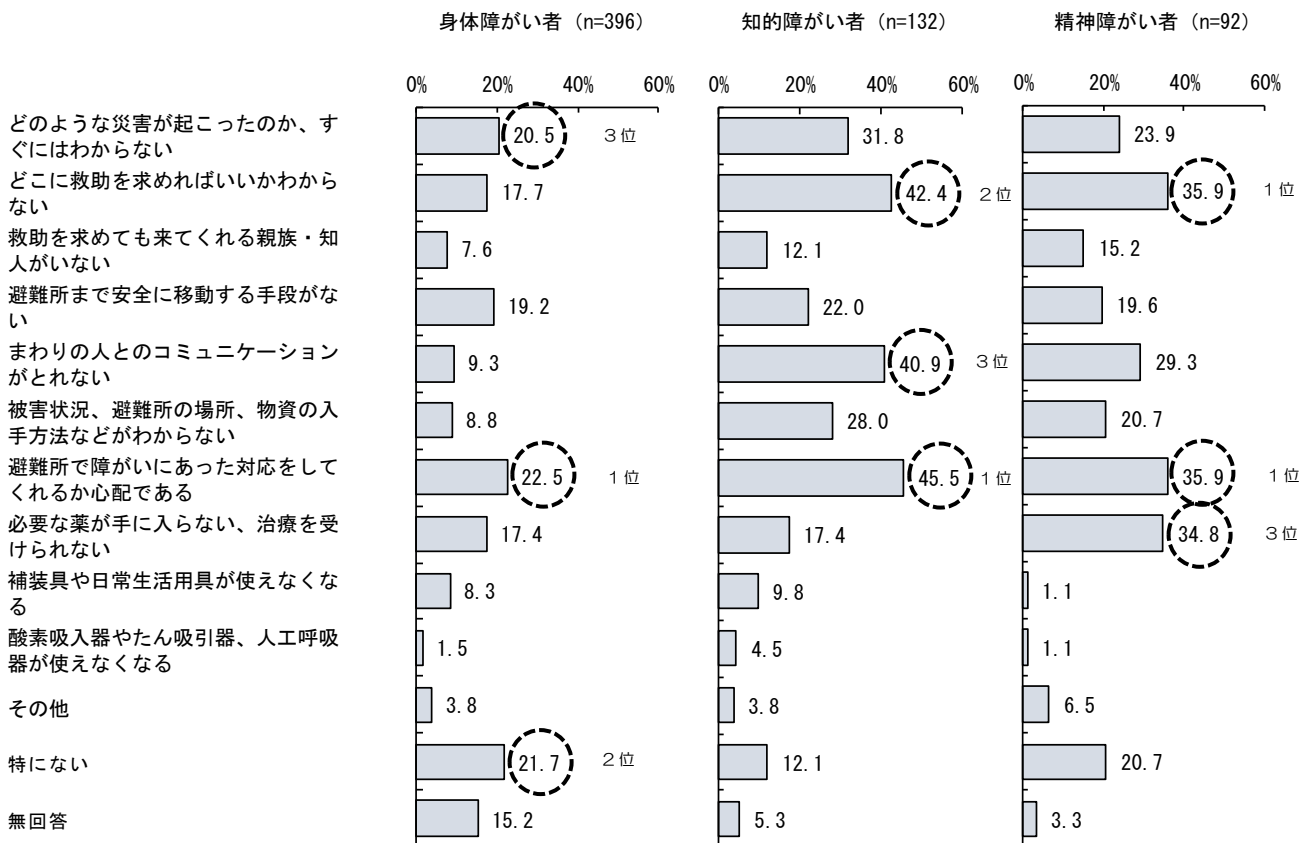
(9) 障がい者への差別・偏見の有無

障がい者への差別・偏見の有無は、身体障がい者では「ない」が「ある」を上回っている一方、知的障がい者と精神障がい者では「ある」が「ない」を大きく上回っています。



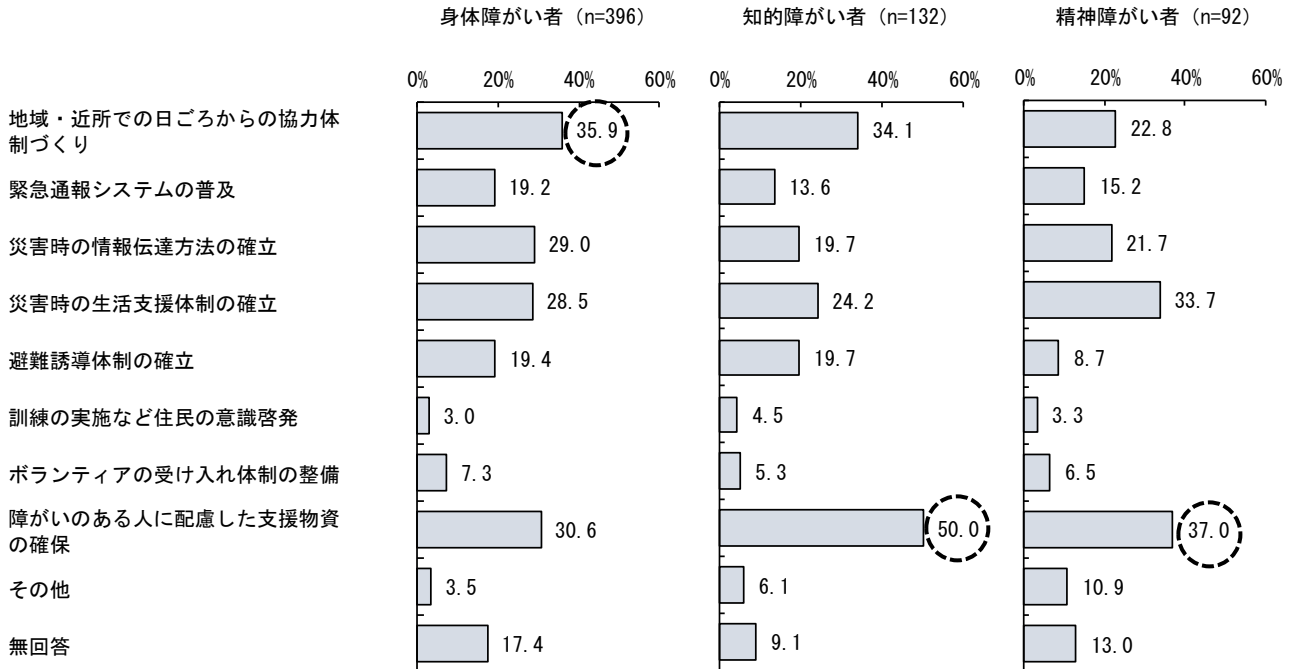
(10) 災害時に困ること

伊豆の国市では、災害時に困ることは、すべての障がい種別で「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が最も多くなっています。



(11) 災害時に備えて取り組むべきこと

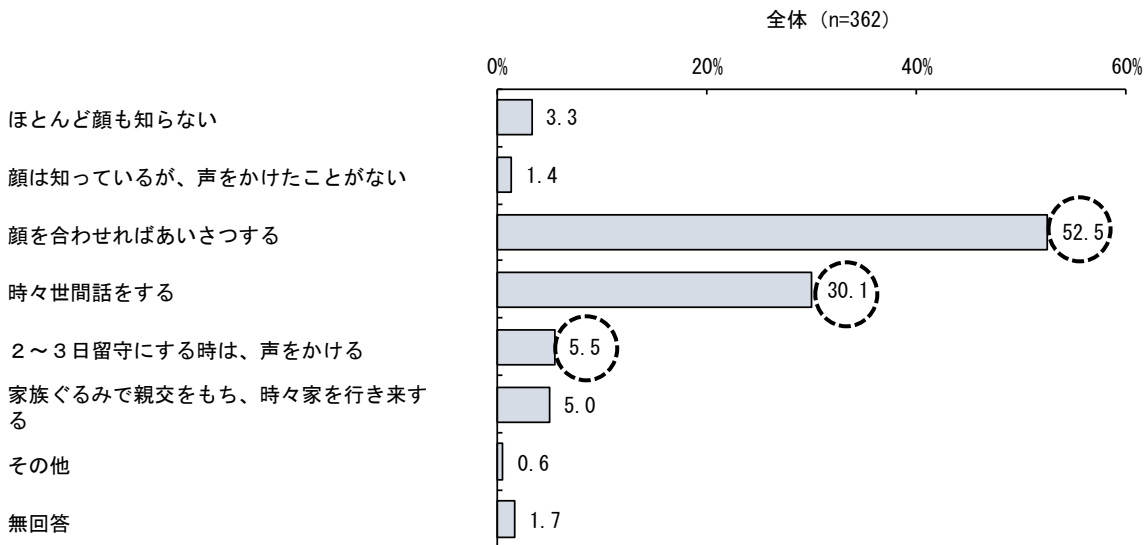
災害時に備えて取り組むべきことは、身体障がい者では「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」が最も多くなっています。知的障がい者と精神障がい者では「障がいのある人に配慮した支援物資の確保」が最も多くなっています。



3 調査結果の概要（一般市民）

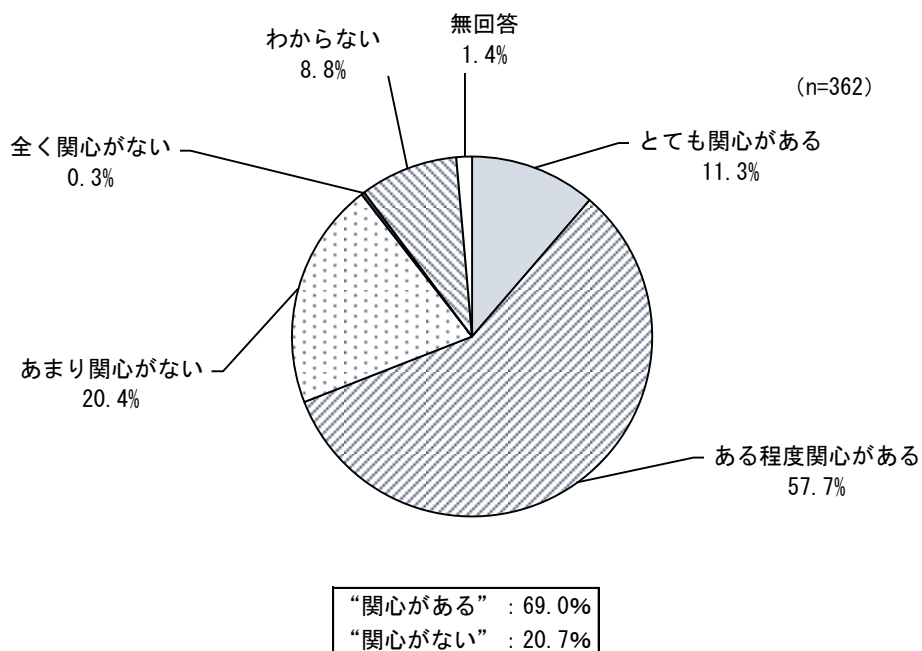
（1）近所との付き合いの程度

近所との付き合いの程度は、「顔を合わせればあいさつする」が 52.5%と最も多く、次いで「時々世間話をする」が 30.1%、「2～3日留守にする時は、声をかける」が 5.5%などとなっています。



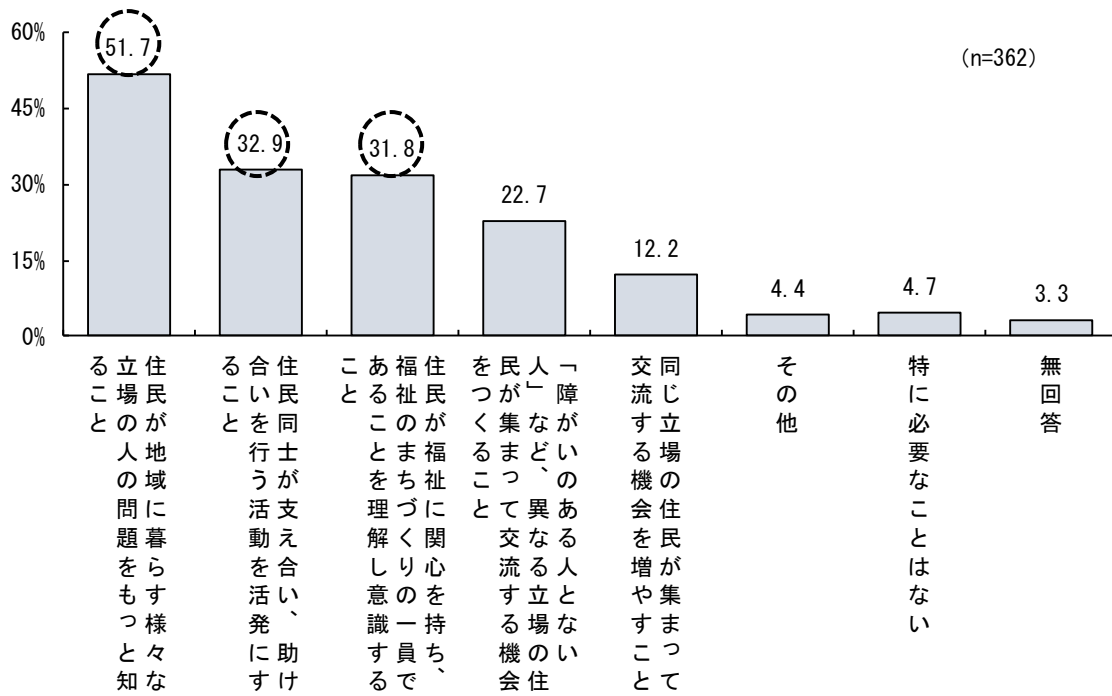
（2）障がい者に対する関心の程度

障がい者に対する関心の程度は、「ある程度関心がある」が 57.7%と最も多く、「とても関心がある」と合わせた“関心がある”は 69.0%となっています。前回調査時に比べ、関心がある人が 5.7%の増となっています。



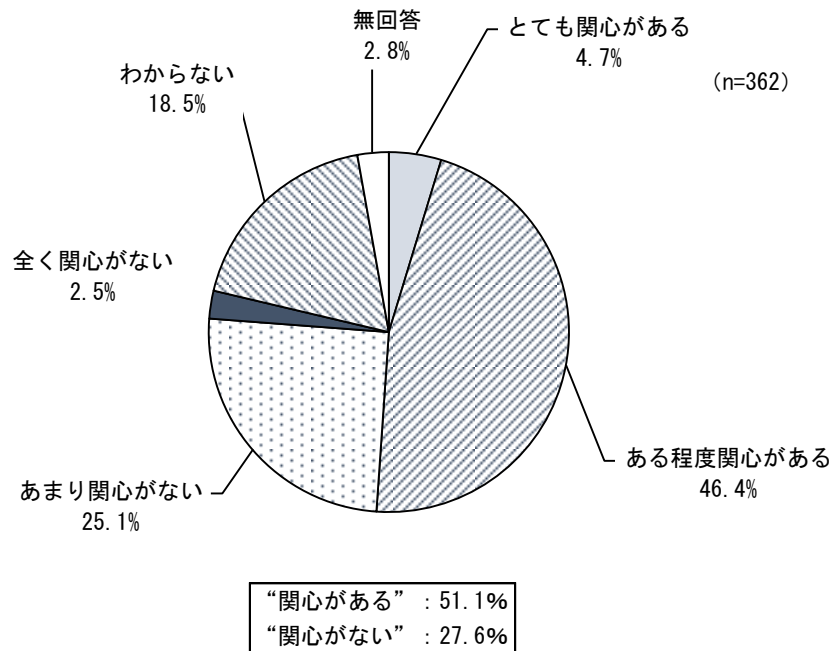
(3) 地域の福祉の充実のために必要なこと

地域の福祉の充実のために必要なことは、「住民が地域に暮らす様々な立場の人の問題をもっと知ること」が51.7%と最も多く、次いで「住民同士が支え合い、助け合いを行う活動を活発にすること」が32.9%、「住民が福祉に関心を持ち、福祉のまちづくりの一員であることを理解し意識すること」が31.8%などとなっています。「障害のある人とない人」など、異なる立場の住民が集まって交流する機会をつくること」も前回調査時より3.1%増となっています。



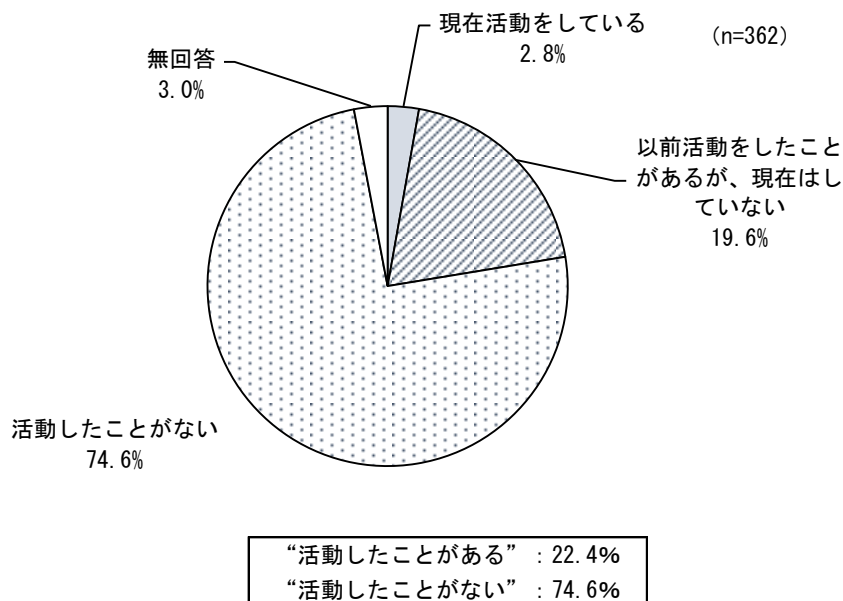
(4) 福祉関係のボランティア活動に対する関心の程度

福祉関係のボランティア活動に対する関心の程度は、「ある程度関心がある」が 46.4%と最も多く、「とても関心がある」と合わせた“関心がある”は 51.1%となっています。これは前回調査時より、4.4%の増です。



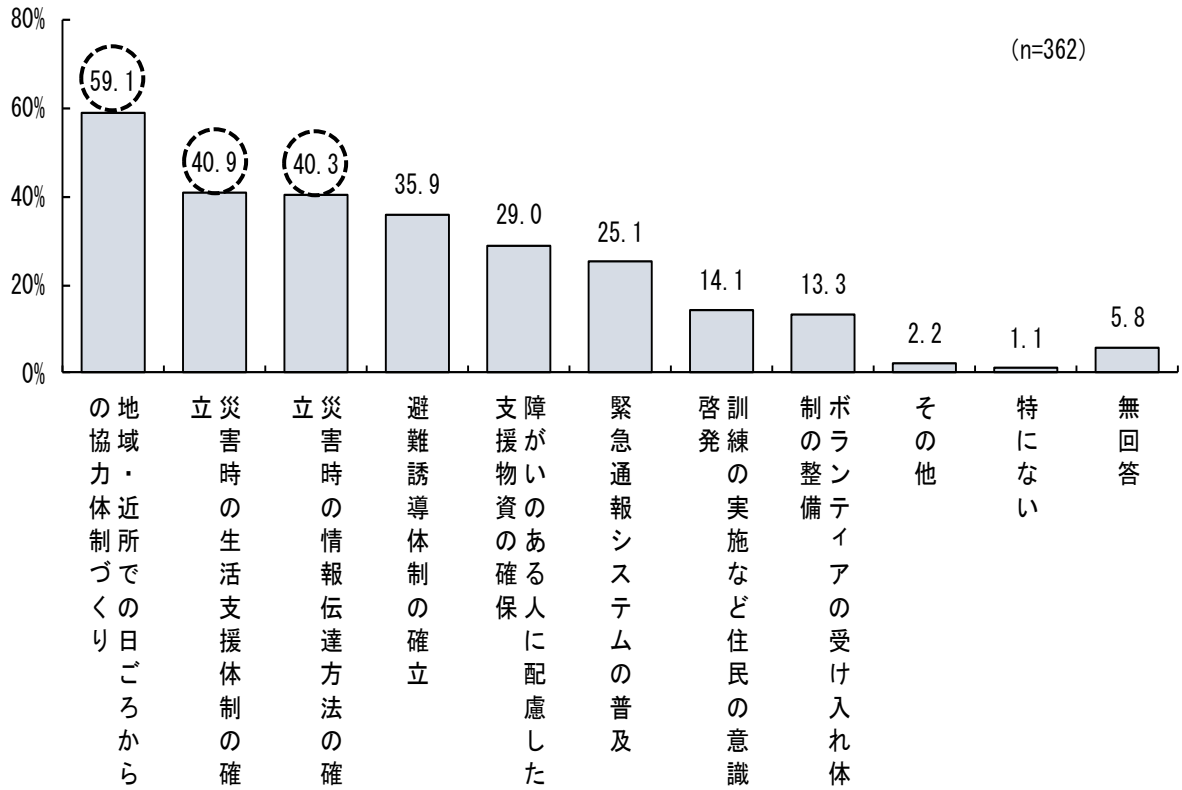
(5) 福祉関係のボランティア活動の経験の有無

福祉関係のボランティア活動の経験の有無は、「活動したことがない」が 74.6%と最も多く、「現在活動をしている」と「以前活動をしたことがあるが、現在はしていない」を合わせた“活動したことがある”は 22.4%となっています。前回調査時と比較すると、活動したことがある人は増えていますが、現在活動をしている人は減っています。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動が少なからず影響していると考えられます。



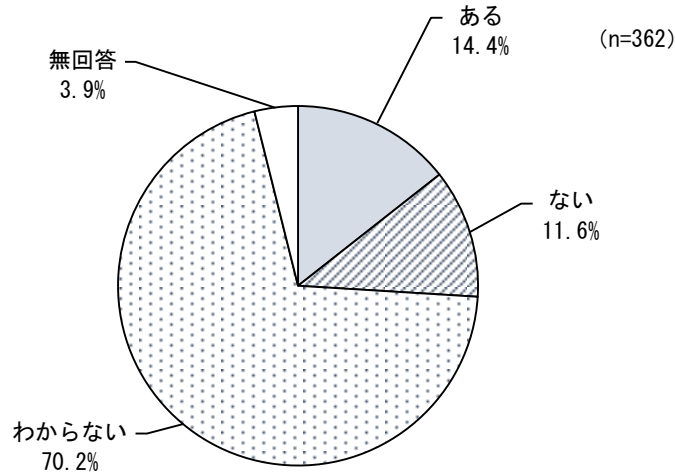
(6) 災害弱者への対策として取り組むべきこと

災害弱者への対策として取り組むべきことは、「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」が59.1%と最も多く、次いで「災害時の生活支援体制の確立」が40.9%、「災害時の情報伝達方法の確立」が40.3%、などとなっています。前回調査時と上位3つは変わっていませんが、「避難誘導體制の確立」が8.5%も増えています。



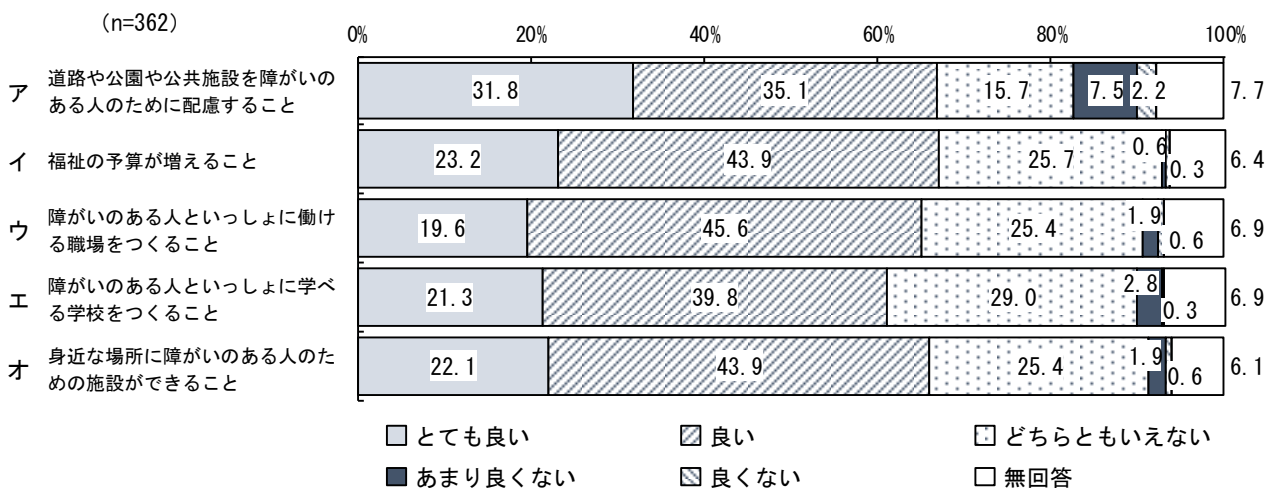
(7) 市全体での障がい者への偏見・差別の有無

市全体での障がい者への偏見・差別の有無は、「わからない」が70.2%と最も多く、次いで「ある」が14.4%、「ない」が11.6%となっています。前回調査時と比べると、あるが3.3%減り、ないが2.4%増えています。



(8) 各福祉施策に対する自分の考え

各福祉施策に対する自分の考えは、『道路や公園や公共施設を障がいのある人のために配慮すること』では、「とても良い」と「良い」を合わせた“良い”が66.9%と約7割で、他の施策に比べてやや多くなっています。前回調査時と比較すると、『障がいのある人といっしょに働ける職場をつくること』では5.1%の増となっています。



第3章 第4次 伊豆の国市障がい者計画

施策の体系

理念	分野（基本方針）	施策									
「みんなが活躍の場を わたすから生活が いい」	1 ともに支え合う地域づくり	<table border="1"> <tr> <td>(1) 広報・啓発活動の推進</td> <td> ① 広報いずのくに・市ホームページ・FMいずのくになどによる広報・啓発活動 ② 講演会・イベント等の実施 ③ パンフレットの配布による啓発活動 ④ ヘルプマーク・ヘルプカードの広報啓発活動 </td> </tr> <tr> <td>(2) 障がい理解に関する教育の推進</td> <td> ① 学校教育における福祉教育の推進 ② 生涯学習における福祉教育の推進 ③ 市役所職員の福祉教育の徹底 </td> </tr> <tr> <td>(3) ボランティア・NPO活動への支援</td> <td> ① 学校教育におけるボランティア活動の支援 ② 社会福祉協議会と連携した福祉ボランティアの育成 ③ ボランティア休暇・社会貢献活動休暇の普及 </td> </tr> <tr> <td>(4) 相談支援体制の充実</td> <td> ① ライフステージに応じた相談支援体制の充実 ② 地域自立支援協議会の活動 </td> </tr> </table>	(1) 広報・啓発活動の推進	① 広報いずのくに・市ホームページ・FMいずのくになどによる広報・啓発活動 ② 講演会・イベント等の実施 ③ パンフレットの配布による啓発活動 ④ ヘルプマーク・ヘルプカードの広報啓発活動	(2) 障がい理解に関する教育の推進	① 学校教育における福祉教育の推進 ② 生涯学習における福祉教育の推進 ③ 市役所職員の福祉教育の徹底	(3) ボランティア・NPO活動への支援	① 学校教育におけるボランティア活動の支援 ② 社会福祉協議会と連携した福祉ボランティアの育成 ③ ボランティア休暇・社会貢献活動休暇の普及	(4) 相談支援体制の充実	① ライフステージに応じた相談支援体制の充実 ② 地域自立支援協議会の活動	
	(1) 広報・啓発活動の推進	① 広報いずのくに・市ホームページ・FMいずのくになどによる広報・啓発活動 ② 講演会・イベント等の実施 ③ パンフレットの配布による啓発活動 ④ ヘルプマーク・ヘルプカードの広報啓発活動									
(2) 障がい理解に関する教育の推進	① 学校教育における福祉教育の推進 ② 生涯学習における福祉教育の推進 ③ 市役所職員の福祉教育の徹底										
(3) ボランティア・NPO活動への支援	① 学校教育におけるボランティア活動の支援 ② 社会福祉協議会と連携した福祉ボランティアの育成 ③ ボランティア休暇・社会貢献活動休暇の普及										
(4) 相談支援体制の充実	① ライフステージに応じた相談支援体制の充実 ② 地域自立支援協議会の活動										
2 安心して暮らせる生活環境づくり	<table border="1"> <tr> <td>(1) 障がい福祉サービスの充実</td> <td> ① 障がい福祉サービス提供体制の充実 ② 地域生活支援事業の充実 ③ 安心して生活できる住居の確保 </td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉のまちづくりの推進</td> <td> ① 安全な歩行空間の整備 ② 公共交通機関のバリアフリーの推進 ③ 移手段の支援 ④ 公共施設のバリアフリー化の推進 ⑤ 「バリアフリー法」、「静岡県福祉のまちづくり条例」などによる建築物の整備 ⑥ 公園などにおける障がいのある人への配慮 ⑦ オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応型トイレの整備 </td> </tr> <tr> <td>(3) 防災・防犯の対策の推進</td> <td> ① 防災に対する備え・支援体制の充実 ② 避難場所での障がいのある人への支援 ③ 防犯対策の推進 </td> </tr> <tr> <td>(4) 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進</td> <td> ① 障害者差別解消法への対応 ② 地域における権利擁護システムの整備 </td> </tr> <tr> <td>(5) 地域生活支援拠点等の整備事業の推進</td> <td> ① 拠点機能1 相談 ② 拠点機能2 緊急時の支援・その後の対応 ③ 拠点機能3 体験の機会・場の提供 ④ 拠点機能4 専門的人材の確保・育成 ⑤ 拠点機能5 地域の体制づくり </td> </tr> </table>	(1) 障がい福祉サービスの充実	① 障がい福祉サービス提供体制の充実 ② 地域生活支援事業の充実 ③ 安心して生活できる住居の確保	(2) 福祉のまちづくりの推進	① 安全な歩行空間の整備 ② 公共交通機関のバリアフリーの推進 ③ 移手段の支援 ④ 公共施設のバリアフリー化の推進 ⑤ 「バリアフリー法」、「静岡県福祉のまちづくり条例」などによる建築物の整備 ⑥ 公園などにおける障がいのある人への配慮 ⑦ オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応型トイレの整備	(3) 防災・防犯の対策の推進	① 防災に対する備え・支援体制の充実 ② 避難場所での障がいのある人への支援 ③ 防犯対策の推進	(4) 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進	① 障害者差別解消法への対応 ② 地域における権利擁護システムの整備	(5) 地域生活支援拠点等の整備事業の推進	① 拠点機能1 相談 ② 拠点機能2 緊急時の支援・その後の対応 ③ 拠点機能3 体験の機会・場の提供 ④ 拠点機能4 専門的人材の確保・育成 ⑤ 拠点機能5 地域の体制づくり
(1) 障がい福祉サービスの充実	① 障がい福祉サービス提供体制の充実 ② 地域生活支援事業の充実 ③ 安心して生活できる住居の確保										
(2) 福祉のまちづくりの推進	① 安全な歩行空間の整備 ② 公共交通機関のバリアフリーの推進 ③ 移手段の支援 ④ 公共施設のバリアフリー化の推進 ⑤ 「バリアフリー法」、「静岡県福祉のまちづくり条例」などによる建築物の整備 ⑥ 公園などにおける障がいのある人への配慮 ⑦ オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応型トイレの整備										
(3) 防災・防犯の対策の推進	① 防災に対する備え・支援体制の充実 ② 避難場所での障がいのある人への支援 ③ 防犯対策の推進										
(4) 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進	① 障害者差別解消法への対応 ② 地域における権利擁護システムの整備										
(5) 地域生活支援拠点等の整備事業の推進	① 拠点機能1 相談 ② 拠点機能2 緊急時の支援・その後の対応 ③ 拠点機能3 体験の機会・場の提供 ④ 拠点機能4 専門的人材の確保・育成 ⑤ 拠点機能5 地域の体制づくり										

3 教育の充実と文化活動の推進	(1) 就学前教育	①幼児期からの早期療育体制の充実 ②幼稚園や保育園への障がいのある幼児の受け入れ
	(2) 学校教育・放課後対策	①放課後児童教室の障がいのある児童の受け入れ ②就学支援委員会での検討 ③きめ細かい教育相談に対応するための体制の充実
	(3) スポーツ・文化活動の推進	①スポーツ・レクリエーションなどの振興 ②スポーツ施設・文化施設等の使用料減免 ③文化活動の推進
4 就労・経済的自立への支援	(1) 雇用促進と就労支援	①就労に関する相談窓口の設置 ②雇用対策の促進 ③就労後の支援
	(2) 福祉的就労支援の充実	①工賃アップに向けた支援 ②優先調達の推進 ③経済的支援の充実
5 保健・医療の充実	(1) 疾病の予防と早期発見・治療体制	①乳幼児の健康診査などの充実 ②保健・医療の充実 ③精神障がいのある人の支援 ④医療費助成の周知
	(2) 発達障がいのある人への支援	①ライフステージを通じた支援体制の確立 ②就学前における支援の充実 ③特別支援教育の充実 ④成人期の支援の充実
	(3) 難病施策の推進	①難病患者への理解の促進 ②相談支援の充実 ③障がい福祉サービス等の利用促進
	(4) 在宅医療の充実	①医療サービス体制の充実 ②訪問看護の整備 ③歯科診療体制の整備

第1節 ともに支え合う地域づくり

1 広報・啓発活動の推進

(1) 現状・課題

本市では、これまで、障がいや障がいのある人への理解、障がい福祉サービスの内容や制度改正に関する理解を深めるため、地域自立支援協議会の活動や、既存パンフレットの配布等を通じ、広報・啓発活動をおこなってきました。令和2年度に実施した「伊豆の国市障害福祉推進のための実態調査（以降、『実態調査』という。）」では、障がいのある人が今後充実してほしいと思っている情報は、主に、「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」や「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」となっています。

身体障がいや精神障がいのある人は広報誌から情報を収集する割合が高いため、広報誌のレイアウトや文章の工夫を行う必要があります。また、実態調査から、人を介した情報提供も効果的であると考えられることから、これを活用できるような体制を整えていく必要があります。

少子高齢化社会に向けて、共生社会の実現が急務となっています。また身体障がいのある人の7割が成人してから障害者手帳を取得しています。このため、今後ますます、障がいや障がいのある人に対する理解が必要ですが、関連する言葉等については、なかなか市民に浸透していないという状況があるため、引き続き、広報啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 広報いずのくに・市ホームページ・FMいずのくになどによる広報・啓発活動

- ① 広報いずのくにに、福祉サービス、施設などの情報を掲載し、障がいのある人にわかりやすい記事の作成に努めます。また、障がいのある人に対する理解や、関連する用語等を掲載し、市民の障がいに関する知識、理解を深めます。
- ② 市のホームページを利用して、情報等がいつでも入手できるような環境づくりに努めます。
- ③ 地域に密着したFMいずのくにの番組を通して、市民にわかりやすい情報提供を行います。

■ 講演会・イベント等の実施

- ① 障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、伊豆の国市地域自立支援協議会と連携し、講演会等を実施します。また、障害者週間等と連動して、各種イベント等啓発活動を行います。

■ パンフレットの配布による啓発活動

- ① 障がい福祉サービスの内容や制度改正の説明などのパンフレットを通じて、市民に周知を図ります。
- ② 現状の障がい者用トイレの位置が掲載された観光マップに加え、ユニバーサルデザインやバリアフリーを考慮した施設に関するパンフレットや地図の作成を関係機関に働きかけます。

■ ヘルプマーク・ヘルプカードの広報啓発活動

- ① 東京都が作成し、静岡県が導入したヘルプマークの周知・配布に努め、思いやりのあるまちづくりを推進します。

2 障がい理解に関する教育の推進

(1) 現状・課題

本市では、学校教育や生涯学習を通し、すべての年齢層を対象にした障がい理解に関する教育を行っています。

学校教育では、交流籍を活用して、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流を行い、ボランティア活動についても積極的に推進するなど、教育活動全体を通して、障がい理解に関する教育を実施してきました。

生涯学習では、障がいのある人が参加しやすい環境を整えることで、障がいのある人とない人との交流の機会を作り、相互理解の促進に努めてきましたが、障がいのある人の参加が必ずしも多いとは言えない状況があります。

「実態調査」からは、障がいのある人とない人が感じる障がい者への差別、偏見について、感じ方に差があることが伺えます。一方、障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるために大切なものとして、障がいのある人もない人も、サービスや災害時の体制整備とともに、障がいのある人への理解を上げる人が多くなっています。実態調査内の市民への調査で、障がいのある人への関心の有無については、69%の人が関心があると答えていることから、障がいのある人への理解を深めると共に、障がいのない人の思いを障がいのある人に理解してもらう「相互理解」も必要であると考えられます。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 学校教育における福祉教育の推進

- ①小・中学校の児童・生徒を対象に、福祉への理解と関心を高めるために、ボランティア活動の実践と、学校教育活動全体を通して学年に応じた福祉教育を行います。
- ②社会福祉協議会などの協力を得ながらボランティア活動を通して、福祉意識の高揚を図ります。
- ③障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流について、通常学級と特別支援学級との交流の充実を図ります。また、特別支援学校に通う児童・生徒は、居住地にある学校との交流の機会充実を図ります。
- ④中学校の授業の中で精神科の医師を講師として招き、障がいについて学ぶ機会を創出します。

■ 生涯学習における福祉教育の推進

- ①「生涯学習きっかけ作り塾」「ふるさと学級」「あいキッズ」などの講座を障がいのある人も気軽に参加できるように企画し、わかりやすく周知します。
- ②趣味・教養・健康などの学習サークルに対し、障がいのある人も気軽に参加できるような環境づくりを働きかけます。

■ 市役所職員の福祉教育の徹底

- ①障がい、うつ病予防、自殺予防、傾聴などをテーマにした職員研修を実施し、障がいに対する理解を深め、職員の資質向上に努めます。
- ②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する伊豆の国市職員対応要領」に基づき、障がいを理由とする差別解消の推進に取り組みます。

3 ボランティア・NPO活動への支援

(1) 現状・課題

本市では、社会福祉協議会と連携し、小・中学生のボランティア体験やボランティア講座を実施し、福祉ボランティアの養成を行っています。また、ボランティア登録制度を導入し、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを受け入れたい人とのマッチングを推進し、ニーズに応じたボランティアの派遣ができるような体制づくりに取り組んでいます。

実態調査では、福祉関係のボランティア活動への関心がある市民は、半数を超えており、前回調査時より増加している一方で、実際に活動したことがあると回答している市民は、2割程度にとどまっています。活動していない理由としては「仕事や家事が忙しく、時間がとれない」が最も多く、ボランティア活動に関心があっても時間の制約で活動できないという実態があります。

実際のボランティア活動は、「食事や入浴、衣服の着脱などの介護援助」といったものから「相談や安否確認（声かけ）、話し相手」まで、幅広くあります。支援を求めている方に、隙間時間であることができる「ちょいボラ」を勧めていく必要があります。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 学校教育におけるボランティア活動の支援

- ①社会福祉施設での小・中学校の児童・生徒の体験学習、ボランティア活動の機会の充実を図ります。

■ 社会福祉協議会と連携した福祉ボランティアの育成

- ①市民が気軽に参加できるボランティア講座を開催し、障がい者を支援する福祉ボランティアの養成を推進します。
- ②隣近所の助け合い活動を基本とし、ボランティア活動をしたい人と支援を必要とする人との調整を行う「生活応援いずのくに」事業を実施します。
- ③隙間時間やちょっとした時間に活動できる「ちょいボラ」に対する理解促進を行います。
- ④ボランティア団体やNPOの活動の功績を顕彰することにより、ボランティア団体やNPOの社会的評価を高めていきます。
- ⑤聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人とのコミュニケーションを支援する講座（手話奉仕員養成講座等）を充実させます。
- ⑥保健福祉・こども・子育て相談センターと連携し、運転ボランティアの育成を推進します。
- ⑦手話サークルや点字サークル等のボランティア団体の活動支援を行います。

■ ボランティア休暇・社会貢献活動休暇の普及

- ①厚生労働省が推奨するボランティア休暇や社会貢献活動休暇について、制度の紹介を行います。

4 相談支援体制の充実

(1) 現状・課題

本市では、平成 27 年度から保健福祉・こども・子育て相談センターを開設、平成 30 年度には健康づくり課内に、子育て世代包括支援センターを設立し、乳幼児から成人までの切れ目のない相談支援体制を整備しています。また、平成 29 年度には市単独の「伊豆の国市地域自立支援協議会」を設立し、相談支援事業所、障がい者団体、医療・教育・雇用に関係する事業所や関係者と連携を強化し、地域課題の解決を図ってきました。

「実態調査」では、障がいのある人の相談相手は「家族や親戚」が最も多くなっていますが、その一方で「誰もいない」と回答した人が、障がい者全体で、前回よりも増えています。

また、将来不安に感じていることは、身体障がいのある人は、「高齢になったときのこと」、知的障がいのある人は「働く場があるか」、精神障がいのある人は、「十分な収入があるか」が最も多くなっています。

具体的には、身体障がいのある人に対しては、日常の介助等について、知的障がいや精神障がいのある人に対しては就労や経済的な支援について、相談支援ができる体制を整えるとともに、ちょっとした悩みや相談、話を聴くことができる傾聴ボランティアの育成を図る必要があります。

(2) 推進に向けた取り組み

■ ライフステージに応じた相談支援体制の充実

- ①乳幼児から成人まで切れ目のないライフサイクルに沿って、専門支援機関と連携しながら相談支援、就労支援、発達支援、情報提供などを行う相談支援体制を構築します。
- ②在宅で生活する障がいのある人の不安を解消するために、保健師などが訪問し、健康相談、日常生活の指導を行います。
- ③障害者相談員を配置し、当事者ならではの体験や経験を活かした相談・助言を行い、障がいのある人の自立の支援、障がい福祉サービスの情報提供に努めます。
- ④子育ての不安、悩み解消に向けた支援を行うため、障がいのある子を持つ親同士の交流機会を支援します。

■ 地域自立支援協議会の活動

- ①伊豆の国市地域自立支援協議会の活動として、相談支援事業所をはじめ、障がいに関連する事業所や、障がい者団体、医療・教育・雇用に関係する者と連携を強化し、地域課題の解決を図ります。
- ②相談支援事業所部会では、各相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化を図ります。各種困難事例等の調査研究を行い、相談対応能力を高めます。

第2節 安心して暮らせる生活環境づくり

1 障がい福祉サービスの充実

(1) 現状・課題

本市では、障がい者の様々なニーズ等に対し、必要なサービスを提供できる体制の充実に努めています。地域の特性や利用者の状況に応じ、各種地域生活支援事業や、巡回支援事業等に取り組んできました。

実態調査では、障がいの種別にかかわらず、「短期入所」の利用意向が高くなりました。各障がい別では、身体障がいのある人は「居宅介護」、「生活介護」「日中一時支援」「移動支援」が、知的障がいのある人では、「就労継続支援（A型、B型）」、「居宅介護」「施設入所支援」「移動支援」「日中一時支援」が、精神障がいのある人では「就労継続支援（A型、B型）」、「共同生活援助」が多くなっています。また、知的障がいのある児童では、「放課後等デイサービス」が多くなっています。

障がい特性によって必要とするサービスや求める生活のあり方も異なっていますが、ニーズのあるサービスは拡充していくことが必要です。また、一人ひとりの望む生活のあり方を実現していくためには、サービス提供事業者や関係機関との連携が重要となってきます。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 障がい福祉サービス提供体制の充実

- ①障害福祉計画、障害児福祉計画に基づき、利用者が適切なサービスを受けることができるように、障がいのある人の個々のニーズ、社会的資源を的確に把握するとともに、社会的資源の整備・促進と質の向上を図ります。
- ②社会的資源の整備については、計画的かつ積極的に事業所からの相談を受け付けます。

■ 地域生活支援事業の充実

- ①相談支援事業、意思疎通支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業等、各種地域生活支援事業の円滑な実施に努めるとともに、その他の任意事業については、利用者のニーズに即したサービスの充実に検討していきます。

2 福祉のまちづくりの推進

(1) 現状・課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）や「静岡県福祉のまちづくり条例」「伊豆の国市地域公共交通基本計画」「伊豆の国市交通安全計画」などの趣旨に基づき、歩行空間、公共交通機関、公共施設、公園などでのバリアフリー化、移動手段の支援など、ハード面でも福祉のまちづくりを推進してきました。

これによって、実態調査では、外出するときに不便に感じるということについて、障がい種別にかかわらず、「特に困ったり不便に感じることはない」が最も多くなっています。

しかし、身体障がいのある人では「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」と回答している人が21%、また、医療のことで困りごととして、「医療機関までの交通手段が確保しにくい」と回答している人がどの障がい種別であっても10%以上いることから、これまで同様の福祉のまちづくりを進めると共に、公共交通機関のバリアフリー化の働きかけを継続し、交通手段の確保や移動支援等について積極的に進めていく必要があります。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 安全な歩行空間の整備

- ①安心・安全な歩行空間の確保ができるように、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックなどの整備を推進します。
- ②歩行の妨げとなる歩道にはみ出した看板、放置自転車などの除去をめざし、広報紙などにより一人ひとりのマナーの向上を啓発していきます。
- ③信号のLED化やバリアフリー対応型信号機（視覚障がい者用、経過時間表示式、音響式歩行者用、高齢者等感応式）の設置について、公安委員会などへ積極的に働きかけます。

■ 公共交通機関のバリアフリーの推進

- ①公共交通機関のバリアフリー化の推進について、国等からの補助制度等を事業者と共有するとともに、事業者が導入を検討する際には、市の意向も伝えながら、積極的な導入を促します。

■ 移動手段の支援

- ①障がいのある人の通院等の外出を支援するため、タクシー・バス・鉄道利用料金助成制度を実施します。
- ②伊豆の国市地域公共交通基本計画に基づき、だれもが移動しやすい公共交通の充実に努めます。
- ③「静岡県ゆずりあい駐車場制度」を通じ、駐車場の適正利用を呼び掛けていきます。
- ④保健福祉・子ども・子育て相談センターと連携し運転ボランティアの育成を推進します。（再掲）

■ 公共施設のバリアフリー化の推進

- ①公共施設整備やバリアフリー化の検討の際には、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れるとともに、障がいのある人からの意見を取り入れる機会を設けます。
- ②既存の施設に関しては、障がいのある人、ない人が不安を感じる箇所などの確認を行い、緊急性が高く、可能なものから順次改善していきます。

- 「バリアフリー法」、「静岡県福祉のまちづくり条例」などによる建築物の整備
 - ① 「バリアフリー法」や「静岡県福祉のまちづくり条例」などの周知に努め、医療機関や金融機関などの不特定多数の人が利用する公共性の高い施設について、障がいのある人が利用しやすいような施設整備の推進を要望していきます。

- 公園などにおける障がいのある人への配慮
 - ① 障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい公園を整備していきます。

- オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応型トイレの整備
 - ① オストメイト対応型トイレが未設置の公共施設への整備を推進していきます。

3 防災・防犯の対策の推進

(1) 現状・課題

本市では、近年の震災の教訓を受け、要配慮者に考慮した福祉避難所として、市内の特別養護老人ホーム等との協定を締結し、福祉避難所の運営マニュアルの策定を行いました。

実態調査では、災害発生時に「ひとりで避難できない」割合は、身体障がいのある人は48.0%、知的障がいのある人は62.1%、精神障がい者は33.7%となっています。災害時に困ることは、いずれの障がい種別でも、「避難所で障がいにあった対応をしてもらえるか心配である」が最も多くなっています。また、知的障がいや精神障がいのある人は「どこに救助を求めればいいのかわからない」も多くなっています。知的障がいのある人では、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」といったコミュニケーション上の課題があることもわかりました。

一般市民向けの実態調査では「災害時に備えて、災害弱者に対する防災対策として行うべき取組」に対して、「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」と考える人が一番多く、災害時の協力体制の必要性とともに日ごろの近所づきあいの大切さを感じている人が多いことが伺えます。これは防災だけでなく、防犯という観点からも重要な部分です。

災害時に感じる不安は、共通の部分もありますが、障がいの特性によって異なります。障がいの特性に応じた防災対策を進めていくことが必要です。そのためには、市民や団体、事業者等の互助・共助が大切であり、障がいのある人自身の自助の力も不可欠となります。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 防災に対する備え・支援体制の充実

- ①地域における助け合いによる支援体制を整備するため、災害弱者に対し、避難行動支援者名簿への登録を呼びかけ、一人一人の状況に応じた「個別避難計画」の作成を推進します。その計画を、地元の自主防災会や民生委員による避難の事前準備や救助活動の支援体制の強化に取り入れることができるよう活用促進を行います。
- ②地震、災害の発生時に備え、積極的に災害時における要配慮者も参加できるような防災訓練を取り入れるよう地域に働きかけていきます。また、要配慮者に対しては、地域の防災訓練に参加するように働きかけを行います。
- ③高齢者や障がいのある人などの世帯の家具の転倒対策として、自宅の家具を無料で固定する制度の利用推進を図ります。
- ④音声による119番通報が困難な聴覚障がいや言語障がいのある人などに対し、ファックスやメール、ライン等を利用して緊急通報を行うことができる、FAX119やNET119のサービスの周知を図ります。
- ⑤障がいのある人に対し、障がい特性にあった非常用持ち出し袋の準備を呼びかけます。

■ 避難場所での障がいのある人への支援

- ①避難場所の福祉スペースの整備や福祉避難所の施設数の増設や早期開設について検討・推進します。
- ②実際に避難してくる災害時における要配慮者を想定して、福祉事業者やボランティア団体などの協力を得て、避難所の運営に必要な訓練を計画的に実施します。
- ③防災及び災害ボランティアの人材育成に努めます。

■ 防犯対策の推進

- ①大仁警察署と連携を図り、振り込め詐欺などの情報を、同報無線やメールなどを通じて迅速に提供していきます。
- ②防犯に関する広報紙やパンフレットなどの配布により、防犯に関する知識の普及に努めます。
- ③障がいのある人が地域とのコミュニケーションがとりやすい、気軽に近所づきあいができる機運の醸成に努めます。

4 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

(1) 現状・課題

本市では、これまで「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、合理的配慮を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する伊豆の国市職員対応要領」に基づいた市職員による不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談体制の整備、研修・啓発を実施してきました。また、保健福祉・こども・子育て相談センター内に、「障がい者虐待防止センター」を設置、伊豆の国市地域自立支援協議会内に、「障害者差別解消支援地域協議会」を設立し、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止に必要な体制を整備してきました。令和3年度には、成年後見支援センターを新たに設立し、市民や専門職からの成年後見制度に関する相談についてきめ細やかに対応できる体制を整える予定です。また、地域における権利擁護システムの整備として、成年後見制度の利用促進、虐待防止ネットワークの構築、見守りを積極的に進めてきました。

実態調査では、障がいのある人への差別・偏見が「ある」との回答は、身体障がいのある人が22.0%、知的障がいのある人が47.0%、精神障がいのある人が50.0%となっており、知的障がい者と精神障がい者の約半数は、差別や偏見を感じていることが伺えます。一方、障がいのない人で、「ある」と回答している人が14.4%、わからないと回答している人が70.2%います。

差別・偏見を解消していく取り組みは、今後も継続して実施する必要があると同時に、障がいのある人もない人も地域で、その人らしく生活していくために、相互理解への取り組みも重要であると考えられます。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 障害者差別解消法への対応

- ①障害者差別解消法に基づき、障害者差別解消支援地域協議会を地域自立支援協議会内にて、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止に努めます。
- ②市職員に対して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する伊豆の国市職員対応要領」に基づき、障がいを理由とする差別解消の推進に取り組みます。(再掲)

■ 地域における権利擁護システムの整備

- ①成年後見支援センターを新たに設置し、障がいのある人に関わる成年後見制度の普及啓発等、成年後見に関する相談支援等を行います。
- ②障害者虐待防止法に基づく、障がい者虐待防止センターの機能を周知し、虐待防止ネットワークの効果的な運営を行います。
- ③相談支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所、地域包括支援センターや介護保険サービス提供事業所との連携を通じて見守りの強化を図ります。
- ④障害者差別解消法の広報啓発を進めると共に、障がいのある人が地域でその人らしく生活ができるよう、地域に対し、働きかけます。

5 地域生活支援拠点等の整備事業の推進

(1) 現状・課題

地域生活支援拠点とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。国（厚生労働省）は、障害福祉計画の基本指針に位置付け、令和2年度末までの各市町や圏域での整備を求めてきました。

本市では、これに基づき、令和2年度末までの整備をめざし、本市の実情に応じた創意工夫のもと、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための5つの拠点機能に基づいたサービス提供体制の構築を目指し、検討を重ねてきました。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 拠点機能1 相談

- ①緊急時の支援が見込めない世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を実施します。

■ 拠点機能2 緊急時の支援・その後の対応

- ①短期入所やヘルプサービス、就労支援事業所等の支援事業所を活用した常時の緊急支援体制を確保し、介護者の急病や障がいのある人の状態変化等の緊急時に適切なサービスを提供します。その上で、緊急事態を乗り越えた後の生活を支援します。

■ 拠点機能3 体験の機会・場の提供

- ①地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会を提供します。

■ 拠点機能4 専門的人材の確保・育成

- ①医療的ケア、行動障害や重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材育成を行います。

■ 拠点機能5 地域の体制づくり

- ①地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

第3節 教育の充実と文化活動の推進

1 就学前教育

(1) 現状・課題

本市では、平成27年4月に児童発達支援センター「きららか」を開設し、幼児期からの早期療育体制の充実、関係部署・関係機関との連携を通じて切れ目のない支援体制を整備し、さらに、公認心理師等による巡回相談を行い、幼稚園や保育園、認定こども園への障がいのある幼児の受け入れ態勢の強化を図ってきました。

実態調査では、通園・通学先に望むこととして、身体障がいのある人は、「就学や進路などの相談体制を充実してほしい」が、知的障がいのある人では、「就学・就労後の支援の充実」が最も多くなっています。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 幼児期からの早期療育体制の充実

- ①保護者が早期に療育相談や指導が受けられるように関係部署の情報連携に努め、幼児期からの早期療育体制の充実を図ります。
- ②発達面において支援を必要とする幼児やその親を対象に健診事後教室を実施します。
- ③県東部健康福祉センター、県東部発達障害者支援センター、伊豆の国市児童発達支援センター「きららか」、医療機関及び相談事業所と連携を図ります。

■ 幼稚園や保育園、認定こども園への障がいのある幼児の受け入れ

- ①発達障がいまたはその疑いのため、特別な支援を必要とする幼児の理解及びその指導について支援を行うため、公認心理師等による幼稚園や保育園、認定こども園の巡回相談を継続します。また、幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図るため研修会に参加し、障がいのある幼児の教育・保育の充実を図ります。
- ②障がいのある幼児に対し、特別支援学校または特別支援学級を置く小学校と連携して、障がいに応じた就学支援を行います。

2 学校教育・放課後対策

(1) 現状・課題

本市では、各小中学校区単位で、社会福祉士や保健師等をメンバーに含めた「支援チーム会議」を開催しています。また、市内公立幼保小中に「特別支援コーディネーター」を設置し、関係機関との連絡体制を構築しています。他にも、交流教育を推進するなど、児童・生徒それぞれにあった教育が受けられる相談体制を整えてきました。また、児童・生徒の障がいに応じた進学先を選ぶための就学相談の充実を図り、教職員が障がいに関する各種研修を受けることができるように配慮してきました。

実態調査では、通園・通学先に望むこととして、身体障がいのある児童・生徒は、「就学や進路などの相談体制を充実してほしい」が、知的障がいのある児童・生徒では、「就学・就労後の支援の充実」が最も多くなっています。

就学前教育の支援体制が整ったことにより、進路（就労や就学）についての相談支援や情報提供が求められています。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 放課後児童教室の障がいのある児童・生徒の受け入れ

①放課後児童教室において、障がいのある児童・生徒の受け入れ体制の整備を推進します。

■ 就学支援委員会での検討

①障がいのある児童・生徒一人ひとりの自立を視野に入れ、個の特性にあった進路を検討していきます。

■ きめ細かい教育相談に対応するための体制の充実

①小・中学校において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、特別支援学校などと連携した体制充実に努めます。

②小・中学校において、各小中学校区単位で社会福祉士や保健師をメンバーに含めた「支援チーム会議」を開催し、支援体制の充実に努めます。

③就学・就労に際して、児童・生徒が新しい環境にスムーズに適応できるような連絡体制を整えます。

3 スポーツ・文化活動の推進

(1) 現状・課題

本市では、だれもがスポーツ活動に気軽に参加できる体制を整備するとともに、障がい者スポーツの取組や考え方を普及するための広報・啓発活動を進めてきました。伊豆の国市は東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として共生ホストタウンとなっており、パラリンピアンとの交流を深めることで、共生社会の実現に向けた取組を推進する予定です。また、市のスポーツ推進委員会では、ニュースポーツとしてボッチャ（パラリンピック種目）、ペタンクなどの教室を実施しています。文化活動においては、障がいの有無を問わず、市民のだれもが文化活動を行えるよう市民文化祭をはじめとする各種活動を行い、舞台発表や作品展示を行う機会や場所を提供するなどの支援を行ってきました。

しかしながら「実態調査」では、障がいのある人が行った最近の活動として「スポーツやレクリエーション」「趣味などのサークル活動」をあげた人は、いずれの障がいでも 10%未満となっています。活動に参加しようとした場合に妨げとなるものについては、身体障がいのある人と精神障がいのある人は「健康や体力に自信がない」が最も多くなっています。知的障がいのある人は「どのような活動がおこなわれているか知らない」「障がい者に対する理解がない（偏見がある）」「気軽に参加できる活動が少ない」となっています。

門戸は開いても、それが実際の活動に結び付いていないという現状があります。

(2) 推進に向けた取り組み

■ スポーツ・レクリエーションなどの振興

- ①各種障がい者スポーツ大会を支援し、障がいのある人もない人もみんなで楽しめるスポーツ・レクリエーションなどの振興を図ります。

■ スポーツ施設や文化施設等の使用料減免

- ①障がいのある人が参加できるスポーツ施設や文化施設の利用に対して、使用料を減免し、経費負担の軽減を図ります。減免については、市のホームページに掲載するなどして、周知を図ります。

■ 文化活動の推進

- ①障がいの有無を問わず、作品展などの開催については、機会や場所を提供するなどの支援を行います。また、こうした活動を通して障がいのある人だけでなく、障がいのない人との相互理解と交流を進めます。
- ②文化活動等を行う団体に対し、障がいのある人も参加しやすいような活動を取り入れるよう働きかけます。

第4節 就労・経済的自立への支援

1 雇用促進と就労支援

(1) 現状・課題

本市では、障がいのある人が自立した生活ができるよう、雇用促進と就労支援に取り組んできました。就労支援員を設置すると共に、ハローワークや障害者就業・生活支援センターひまわり等と連携し、法定雇用率の周知による雇用対策の促進、就労後のフォローアップなどを実施してきました。

実態調査では、「就労意向がある（就労支援施設も含む）」障がいのある人は、身体障がいのある人（60歳未満対象）は53.5%、知的障がいのある人は47.8%、精神障がいのある人は41.3%となっています。

障がいのある人が働くために大切な環境は身体や知的の障がいのある人では「障がい特性にあわせた働き方ができること」が、精神障がいのある人では、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が最も多くなっています。

障がいのある人が、就労を継続していくためには、職場の理解や働き方の仕組みを整えていくことが大切であると考えられます。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 就労に関する相談窓口の設置

- ①障がいのある人の就労に関する情報提供ができるよう、就労支援員を配置します。
- ②ハローワーク、障害者就業・生活支援センターひまわりなどと連携し、就労に関する相談が気軽にできる体制づくりに努めます。

■ 雇用対策の促進

- ①ハローワークなどと連携を図り、事業者などにジョブコーチ制度やトライアル雇用制度などの助成制度と法定雇用率についての周知を図り、障がい者雇用に対する理解を促進します。
- ②市役所における障がい者雇用を促進し、障がい者雇用率の向上を図ります。

■ 就労後の支援

- ①障がいのある人が、安定して就労継続できるように、障害者就業・生活支援センターひまわりと連携して、就労後も引き続き支援を行います。

2 福祉的就労支援の充実

(1) 現状・課題

本市では、福祉的就労の場の確保として、就労継続支援A型・B型事業所の整備を促進してきました。現在、A型事業所が2か所、B型事業所が5か所整備されており、それぞれの特色を生かした生産活動が行われています。工賃アップに向けた支援としては、庁舎内に就労継続支援事業所の製品を販売できるスペースを確保するほか、「伊豆の国市障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針」に基づき、就労施設等からの物品調達を推進してきました。また、地域自立支援協議会に「就労部会」を設置し、就労支援事業所が連携して、販路の開拓や商品開発に取り組める体制を整えてきました。

実態調査では、「就労支援施設に通っている」が身体障がい者（60歳未満対象）は10.7%、知的障がい者は22.7%、精神障がい者は22.8%となっています。知的障がい、精神障がいのある人では、就労している人のおよそ半数が就労支援施設に通っています。しかしながら、全国的に就労支援B型施設の多くが工賃は十分とは言えず、静岡県平均工賃月額16,285円（平成30年度）となっています。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 工賃アップに向けた支援

- ①工賃アップに向けて、事業所の意識向上を図るとともに、事業所のニーズに対応し、独自の商品等の開発や改善、販路の拡大を支援します。
- ②就労継続支援事業所の製品を市役所などの公共施設において、販売できるスペースの確保を図ります。
- ③農業と福祉の連携を含めた、地域と事業所の連携を推進します。また、働く場を創出し、工賃アップや一般就労につなげていきます。

■ 優先調達の推進

- ①「障害者優先調達推進法」の施行により、毎年「伊豆の国市障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針」を公表し、基本方針で定めた調達目標を達成できるよう、全庁的に発注を呼びかけます。

■ 経済的支援の充実

- ①障がいのある人が活用できる経済的支援制度（障害年金や各種手当、重度障害者（児）医療費の助成等）の周知徹底を図ります。

第5節 保健・医療の充実

1 疾病の予防と早期発見・治療体制

(1) 現状・課題

本市では、赤ちゃんから高齢者までライフステージを通じた疾病の予防や早期発見のための健康診査の充実や受診率の向上、健康教育・相談の充実に取り組んでいます。

実態調査では、病院・診療所の受診頻度は、身体障がいのある人は「月に1回」が48.7%、知的障がいのある人は「年に数回」が38.6%、精神障がいのある人は「月に1回」が65.0%とそれぞれ最も多くなっており、障がいのある人の大半が医療機関に通院もしくは入院しています。また、身体障がいのある人の健康診断・がん検診の受診状況は「年に1度受けている」が43.7%となっています。一方、精神障がいのある人は「受けていない」が51.1%となっており、今後も疾病の早期発見、早期治療のための健康診査や相談体制の充実に向けて取り組んでいく必要があります。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 乳幼児の健康診査などの充実

- ① 育児に対する不安の解消や乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、障がいを早期に発見し、早期に適切な対応を行うため、乳幼児健診など、各種健康診査の一層の充実を図ります。

■ 保健・医療の充実

- ① 障がいにつながる脳血管疾患などの生活習慣病の予防、重症化予防のための健康づくりの意識づけを行い、疾病を早期に発見し、適切な治療やリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療の充実を推進します。
- ② 疾病の早期発見、早期治療のための健康診査や相談体制を充実させるとともに、健診を促すための広報啓発に積極的に取り組みます。

■ 精神障がいのある人の支援

- ① 精神障がいのある人が住みなれた地域で生活できるように、地域自立支援協議会の「精神包括ケアシステム部会」にて医療機関や福祉施設等関係機関と支援方法等について検討していきます。
- ② 長期にわたる治療の継続を支援し、疾病の悪化を防ぐため、自立支援医療（精神科通院）や精神障害者医療費助成の周知に努め、精神障がいのある人の医療費助成の利用促進を図ります。

■ 医療費助成の周知

- ① 安心して治療が継続できるように、自立支援医療費助成（更生医療・育成医療・精神通院医療）、精神障害者医療費助成、重度障害者（児）医療費助成等について、市のホームページなどで情報提供していきます。

2 発達障がいのある人への支援

(1) 現状・課題

本市では、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）を含む発達障がいのある人に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応する一貫した支援体制を構築してきました。また、早期発見と早期療育につなげる支援体制を構築してきました。その他、発達障がいのある人の訓練機会の確保、市民や一般事業所に向けた正しい知識の普及を行ってきました。

今後も、継続して、発達障がいのある人の自立及び社会生活を促進するための支援を充実していく必要があります。

(2) 推進に向けた取り組み

■ ライフステージを通じた支援体制の確立

- ①自閉スペクトラム症（ASD）、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）などを含めた発達障がいのある人に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応する一貫した支援体制の充実を図ります。
- ②発達障害者相談員を配置し、発達障がいのある人やその保護者に対して必要な情報の提供や助言を行います。

■ 就学前における支援の充実

- ①幼稚園や保育園、認定こども園、小・中学校への巡回相談を通して、障がいの早期発見、早期療育を行います。
- ②「巡回相談実施後の支援会議」等を通じて、市関係課、児童発達支援センター「きららか」、教育委員会、幼保小中学校との連携を強化し、その子にあった支援が受けられるような体制を整えます。

■ 特別支援教育の充実

- ①幼稚園・保育園等の職員及び保育士、小・中学校教員に対して、特別支援教育に関する研修などへの積極的な参加を促します。
- ②一人ひとりのニーズに合った支援計画を策定していけるよう支援体制の充実を図ります。

■ 成人期の支援の充実

- ①厚生労働省の公開する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 eラーニング版」の普及に努め、市民や職場などに発達障がいに対する正しい知識の普及を図ります。
- ②商工会やハローワークと連携し、精神・発達障害者しごとサポーター養成のための出前講座や集合講座への市民・一般事業所の参加を促します。
- ③地域における自立生活を行うことができるよう、社会生活適応のための訓練機会の確保、住居の確保などの支援を行います。

3 難病施策の推進

(1) 現状・課題

本市では、国の指針に従い、難病患者に対する相談支援体制の充実、適切な障がい福祉サービスの利用促進、難病に関する制度等についてパンフレット等を通じた普及啓発を行ってきました。

難病等の訪問介護は通常の訪問介護に比較して、高度な医療を必要とするため、医療・介護従事者等の人材の養成を図ることが引き続き課題となっています。

統計資料から市内には330人前後の難病患者がおり、それぞれの疾病に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 難病患者への理解の促進

- ① 難病に対する理解を深めるため、県と協力し、疾患や制度などを記載したパンフレットによる啓発活動を行います。

■ 相談支援の充実

- ① 居宅等において療養生活を送っている難病患者の生活の質の向上をめざし、相談支援体制の充実に努めます。

■ 障がい福祉サービス等の利用促進

- ① 医療機関・訪問看護ステーションと連携し、難病患者が必要とする障がい福祉サービスの適切な利用促進を図ります。

4 在宅医療の充実

(1) 現状・課題

高齢化等により在宅医療を必要とする方のために、専門の看護師等が家庭を訪問し、病状や療養生活についてケアやアドバイスをを行う訪問看護を実施しています。

また、市内にある伊豆医療福祉センターでは、障がい者歯科の専門医が、障がいのために通常の歯科診療所では治療が困難な方に対して、専門の機器を用いた歯科治療を行っています。

しかしながら、依然として施設数や医師数が不足しており、障がいのある人が安心して適切な治療をいつでも受けられるよう、保健医療体制のよりいっそうの充実が求められています。

(2) 推進に向けた取り組み

■ 医療サービス体制の充実

- ①医師会や歯科医師会などの関係団体との連携により、障がいのある人がいつでも安心して適切な医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。

■ 訪問看護の整備

- ①医療機関、訪問看護ステーション、サービス事業者及び行政が連携して、人工呼吸器や在宅酸素療法など医療的ケアが必要な人、在宅の寝たきり状態の障がいのある人などに対する訪問看護の充実に努めます。

■ 歯科診療体制の整備

- ①施設入所者や一般の歯科診療所では治療困難な、在宅の寝たきり状態の障がいのある人などに対し、歯科医師会と連携して訪問歯科診療の体制を充実します。
- ③ 障がいのある人に対して、歯科医師会と連携して、障がい者歯科診療の情報提供に努めます。

第4章 第6期 伊豆の国市障害福祉計画

第1節 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障がい者計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に整備を行います。

◎ 訪問系サービスの充実

訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護および重度障害者等包括支援）のさらなる充実を図ります。

◎ 日中活動系サービスの保証

日中活動系のサービスの充実を図り、利用を希望する人に対して日中活動系サービスを保証します。

◎ 地域生活への移行の推進

グループホームや地域移行支援事業などの充実を図り、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を推進します。

◎ 一般就労への移行の推進

就労移行支援事業などの推進により、福祉施設（就労支援事業所）から一般就労への移行を進めるとともに、事業者へ障がいのある人の雇用に対する理解を推進します。

◎ 包括的相談支援体制の整備

障がい者だけでなく障がい者を取り巻く家族を含めた生活課題に対応した、継続支援を行うための包括的な相談支援体制が望まれています。

年齢、障がいを問わずすべての相談に対応できるよう、関係機関と連携し支援システムを構築します。

◎ 障がい者の地域生活支援拠点の整備

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、緊急時受入・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を行う拠点を確保しつつ、その機能の拡充を図ります。

第2節 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の体系

障害者総合支援法に基づいて提供されている障がい福祉サービスは、国の基準で実施される「自立支援給付」と、地域の特性に応じて市が実施する「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

『自立支援給付』

サービス名		内容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴・排泄・食事の介護、家事援助などを行います。また、通院時の付き添いも行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事などの介護などを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、施設に宿泊してもらい、入浴・排泄・食事の支援を行います。
	療養介護	医療と、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護などを行います。

サービス名		内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などで就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで就労が困難な人に、支援を受けながら働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を締結するA型と、雇用契約を締結しないB型があります。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅に訪問し必要な支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを退所する人、精神科病院等を退院する人、障がい・疾病等を有する家族と同居していた人が、単身生活をする場合に、定期的な巡回または相談や訪問を行い、必要な情報の提供・助言・相談などの支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。
相談支援	計画相談支援 (サービス利用計画作成)	障害福祉サービスを適切に利用できるように、指定相談支援事業所がサービス利用計画を作成します。
	地域移行支援・地域定着支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。 また、居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。
自立支援医療	障がいの程度を軽くしたり、障がいの重度化を防いだり、取り除いたりする医療費を給付します。 (精神通院医療、更生医療、育成医療) 指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担になります。ただし、所得に応じて自己負担の上限が決められています。	
補装具	事前の申請により、身体機能を補うために必要と認められた者に対し、補装具の購入費・修理費が支給されます。 対象となる補装具 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具、重度障害者用意思伝達装置 等	

『地域生活支援事業』

事業名	実施に関する考え方
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるための研修及びイベント、広報活動を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う交流活動などを支援します。
(3) 相談支援事業	
①基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業を適正かつ円滑に実施するために専門職員を配し、困難ケースなどへの対応、相談支援事業所などに対する専門的指導、助言、相談支援事業計画の作成などを行います。
②住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な知的障がい者又は精神障がい者を対象に入居に必要な調整等を行います。
(4) 成年後見制度支援事業	
①成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な者について、障害者福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるように必要な支援を行います。
②成年後見制度法人後見支援事業	法人後見人を確保できる体制の整備や市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。
(5)意思疎通支援事業	
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施します。市内に居住する聴覚・言語機能・音声機能障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人を対象とし、利用者負担は無料とします。
②手話通訳者設置事業	手話通訳者を障がい福祉課に設置しています。
③手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話が出来る程度の人材を育成するため、手話奉仕員養成講座を実施します。
④重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な障がい（児）者が医療機関に入院した場合、円滑な医療行為が行えるようヘルパーを派遣します。
(6) 日常生活用具給付等事業	利用者負担は購入額の原則1割となります。ただし、生活保護世帯・非課税世帯については無料となります。
①介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具
②自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
③在宅療養等支援用具	在宅療養などを支援する用具
④情報・意思疎通支援用具	情報収集、意思伝達や意思疎通などを支援する用具
⑤排泄管理支援用具	排泄管理を支援する用具

事業名		実施に関する考え方
⑥	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
⑦	防災用具	地震等の災害時に備えるための防災用具
(7) 移動支援事業		単独での外出が特に困難で支援が必要と認められる障がいのある人(児童)を対象としています。利用者負担は基準額の原則1割となります。ただし、生活保護世帯・非課税世帯については無料となります。
(8) 地域活動支援センター機能強化事業		地域の実情に応じ、市が創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの事業を行います。
(9) その他の事業		
①	日中一時支援事業	障がいのある人(児童)で、介護者の負担軽減が必要と認められる人を対象に、日中における活動の場を提供します。利用者負担は基準額の原則1割となります。ただし、生活保護世帯・非課税世帯については無料となります。
②	訪問入浴サービス事業	訪問入浴者がご自宅にうかがい、ベッドサイドに浴槽を組み立てて安全に入浴していただきます。利用料は1回1,250円となります。ただし、生活保護世帯・非課税世帯については無料となります。
③	障害児支援体制整備事業	児童発達支援センターに、地域の障がい児やその家族への療育相談や他の事業所への技術的指導を行う専門職を配置し、地域において支援機能の充実を図るほか、障がい児通所支援事業等を利用していない障がい児及びその家族が気軽に利用出来る場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊び場の提供を行い、子育て等に関する支援を行う事業です。
④	巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業です。
(10) 障害者虐待防止対策支援事業		障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う事業です。虐待による一時保護を受けた障がい者に、日常生活費等の扶助を行います。

『その他支援事業』

事業名	実施に関する考え方
①自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>《自動車運転免許取得費用の助成》 市内に居住する18歳以上の身体障がい者で新規に免許を取得した人（所得要件あり）。取得に要した経費の2分の1以内。ただし10万円が限度となっています。</p> <p>《自動車改造助成》 市内に居住する肢体不自由1・2級の障がい者（所得要件あり）</p> <p>① 操向装置または駆動装置の改造費用の助成 改造費用の9割を補助します。ただし改造費用の上限は、30万円とします。</p> <p>② 乗降装置または車いす収納装置の設置費用の助成 改造費用の9割を補助します。ただし改造費用の上限は、30万円とします。</p> <p>利用者負担については、それぞれ1割とします。</p>
②支援区分認定等事務事業	<p>障がい福祉サービスを利用する障がい者等に対し、障害支援区分の認定のための調査を実施し、利用できるサービスの内容や量を定める審査会を開催するなど、障がい福祉サービスの円滑な利用を促進するための事業です。</p>
③難病患者等介護家族リフレッシュ事業	<p>在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開で頻回に吸引を必要とする患者に対し訪問看護師を派遣します。また、学校の登下校時や在校時に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し訪問看護師を派遣します。</p>
④ライフサポート事業	<p>障がい（児）者が地域で安心して生活できるように、デイサービスや短期入所を行います。ただし、その他の障がい福祉サービスを利用できる場合は、その他の障がい福祉サービスが優先されます。</p>

第3節 令和2年度の目標達成度

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国が示す、令和2年度末の施設入所者数を平成29年3月31日時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本として1人の入所者の削減を見込み、4人が地域移行することを目指し支援しました。

令和2年度末の施設入所者数は3人の削減（見込み）、地域移行者数は8人（見込み）であり、入所者数及び地域移行数とも目標を達成しています。

項目	数値	考え方
平成29年3月31日時の入所者数（A）	51人	平成29年3月31日の施設入所者数
【目標値】 令和2年度末入所者数（B）	50人	
【実績値（見込み）】 令和2年度末入所者数（B [〃] ）	48人	令和2年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込（A－B）	1人	差引減少見込数
【実績値（見込み）】 削減（A－B [〃] ）	3人	差引減少数
【目標値】 地域生活移行者数	4人	施設入所から自宅やグループホームなどへ移行する見込みの人数
【実績値（見込み）】 地域生活移行者数	8人	施設入所から自宅やグループホームなどへ移行する人数

(2) 福祉施設（就労支援事業所）から一般就労への移行

国が示す、平成28年度実績の1.5倍以上（8人）の一般就労を目指し支援しました。就労移行支援事業所が市内には無くなったこともあり、令和2年度の一般就労移行者数は4人（見込み）で目標を達成できませんでした。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	5人	平成26・27・28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数の平均の数
【目標値】 一般就労移行者数	8人	令和2年度中に福祉施設を退所し、一般就労する見込みの人数
【実績値（見込み）】 一般就労移行者数	4人	令和2年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数

(3) 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度就労移行支援事業利用者の目標は18人でしたが、実績は11人（見込み）で目標を達成できませんでした。

項目	数値	考え方
平成28年度末の 就労移行支援事業利用者数	15人	平成28年度中に就労移行支援事業を利用した人数
【目標値】 令和2年度中の利用者 見込数	18人	令和2年度中に就労移行支援事業を利用する見込みの人数
	20%増	
【実績値（見込み）】 令和2年度中の利用者数	11人	令和2年度中に就労移行支援事業を利用する人数

(4) 就労継続支援（A型B型）事業の利用者数

令和2年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、37人が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指し支援しました。令和2年2月、市内に事業所が1箇所開設しましたが、実績は29人（見込み）で目標を達成できませんでした。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和2年度末の A型事業の利用者	37人	令和2年度末において就労継続支援（A型）事業の利用見込者数
【実績値（見込み）】 令和2年度末の A型事業の利用者	29人	令和2年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人数
【目標値】 令和2年度末の B型事業の利用者	90人	令和2年度末において就労継続支援（B型）事業の利用見込者数
【実績値（見込み）】 令和2年度末の B型事業の利用者	118人	令和2年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人数
【目標値】 令和2年度末の A型+B型事業の利用者	127人	令和2年度末において就労継続支援（A型+B型）事業の利用見込者数
【実績値（見込み）】 令和2年度末の A型+B型事業の利用者	147人	令和2年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人数

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、駿東田方圏域自立支援協議会の地域移行部会と連携を図りながら、令和2年度までに市地域自立支援協議会に専門部会を設置し、保健・医療・福祉関係者による情報共有や連携を推進することを目指しました。

平成30年度に、市地域自立支援協議会にワーキンググループとして設置しました。

令和2年度からは専門部会に格上げし、新たな構成員として医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所にも参画いただき、更なる情報共有や連携に努めています。

項目	数値	考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	1箇所	地域自立支援協議会の専門部会として精神包括ケアシステム推進部会を設置し、関係機関の情報共有や連携を図ります。
【実績値】 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	1箇所	平成30年度に設置済。令和2年度からは構成員を増やし、更なる情報共有や連携に努めています。

(6) 精神科病院慢性期入院患者の地域生活への移行

精神科病院に入院している慢性期の患者が、退院後も安心した地域生活が送れるように支援しました。精神科慢性期入院患者のうち9名の減少を目指しましたが、実績は13人（見込み）で目標を達成しています。

項目	数値	考え方
【目標値】 精神科病院慢性期入院患者 地域移行者数	9人	静岡県第5期障害福祉計画により、精神科慢性期入院患者を令和2年度末までに減少させる人数。
【実績値（見込み）】 精神科病院慢性期入院患者 地域移行者数	13人	平成30年度：5人 令和元年度：4人 令和2年度：4人（見込み）

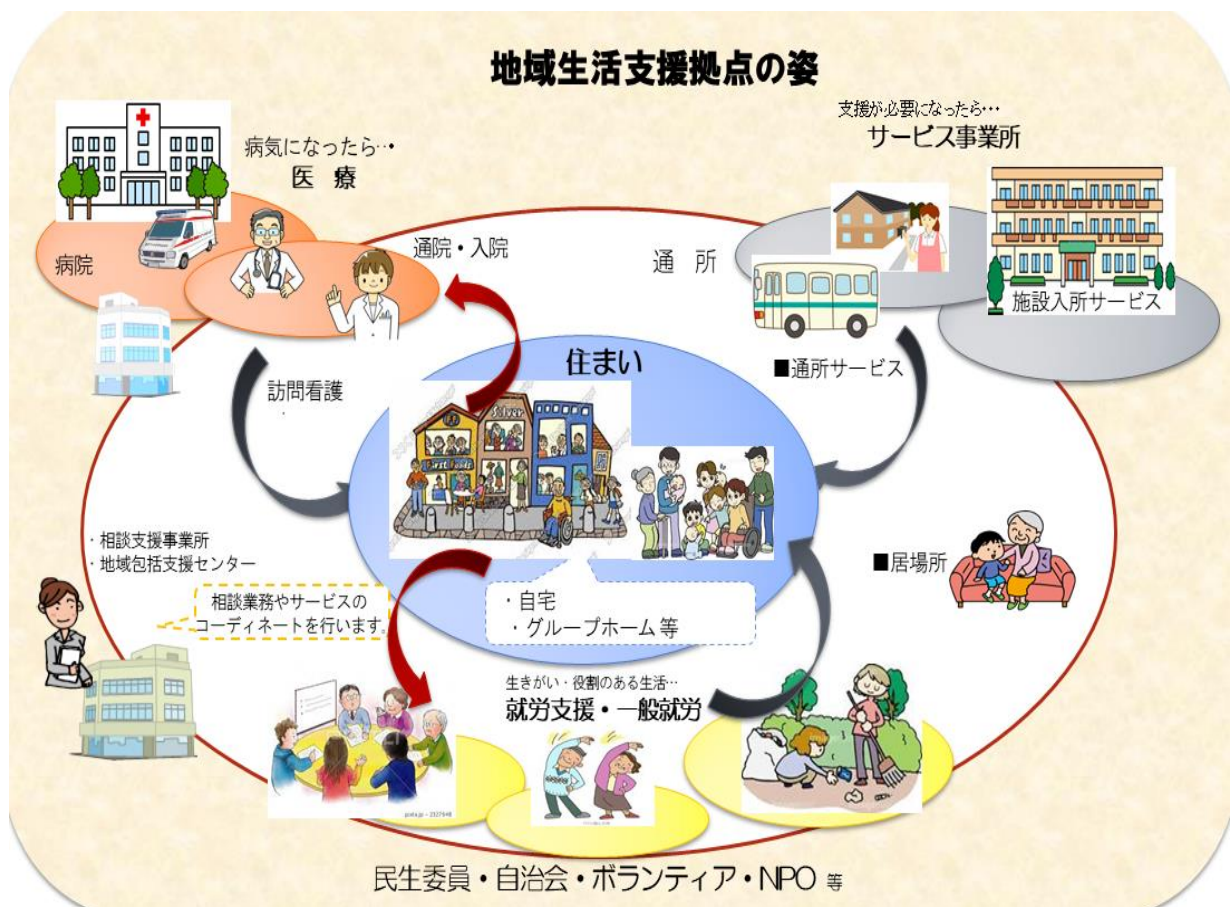
駿東田方圏域自立支援協議会地域移行部会資料より

(7) 地域生活支援拠点の整備

地域での暮らしの安心感を担保し親亡き後を見据えた地域生活を支援するため、親元からの自立などに関わる相談、緊急時の対応支援、一人暮らしの体験・グループホームへの入居体験・短期入所利用体験など、関係機関が連携して機能する拠点を令和2年度末までに整備することを目指し検討してきました。

令和2年度に、市地域自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、拠点整備を推進しています。

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点の整備	1箇所	令和2年度末までに、市内または圏域内に整備します。
【実績値】 地域生活支援拠点の整備	1箇所	令和2年度に、市単独で設置済



第4節 前回計画の達成評価

第5期障害福祉計画で掲げた目標値に対して、どの程度計画の達成ができてきているかについて、検証を行いました。

(1) 訪問系サービスの現状と評価

○ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 ○

▶▶ 実施状況 ▶▶

		(月あたり)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	101	101	101
	実績値	94	109	110
	達成率	93.1%	107.9%	108.9%
サービス量 (時間分)	計画値	1,343	1,343	1,343
	実績値	1,162	1,285	1,842
	達成率	86.5%	95.7%	137.2%

▶▶ 現状と評価 ▶▶

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を合わせた訪問系サービスの利用者数は、年々増加しており、サービス量については大幅に増加しました。

令和2年度には、重度訪問介護のサービス量が大幅に増加しました。これは、利用者数は3人と増減ありませんが、1人あたりが希望するサービス量が大幅に増加したことによるものです。

なお、訪問系サービス全体では、利用者数については令和元年度に、サービス量については令和2年度に、計画値を上回りました。

また、令和2年度、市内で障がいヘルプサービスを実施している居宅介護サービス事業所は、平成29年度から1事業所が減り、1事業所が増えたため、変わらず5事業所（伊豆の国市社会福祉協議会、ぬくもりの里ホームヘルプサービス、ケアサポート大川、クラシオン伊豆の国、訪問介護ステーションKIRARA）となっています。

(2) 日中活動系サービスの現状と評価

○ 生活介護 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	84	86	88
	実績値	81	82	84
	達成率	96.4%	95.3%	95.5%
サービス量 (人日分)	計画値	1,670	1,710	1,750
	実績値	1,556	1,671	1,722
	達成率	93.2%	97.7%	98.4%

※「サービス量(人日分)」は、月あたりの延べ利用日数の単位です。

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

生活介護は、利用者数・サービス量ともに横ばいで、計画値をやや下回っていますが、サービス量は年々、増加傾向となっています。

入所者で生活介護を利用している人数が増えなかったことと、市内の主な通所生活介護事業所が2箇所(あおばの家、伊豆医療福祉センター)と少ないことが、計画値に達しなかった原因と考えられます。

○ 自立訓練(機能訓練) ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	0
	達成率	100.0%	100.0%	0%
サービス量 (人日分)	計画値	22	22	22
	実績値	3	23	0
	達成率	13.6%	104.5%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

自立訓練(機能訓練)は、事業所が駿東田方圏域には中伊豆リハビリテーションセンターさわらび1箇所しかなく利用者数が少ないため、サービス量は変動しやすくなっています。なお、これまでの利用者1人については、令和2年8月にグループホームに入居しました。

○ 自立訓練（生活訓練） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

（月あたり）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）
利用者数 （人）	計画値	3	3	3
	実績値	2	3	4
	達成率	66. 7%	100. 0%	133. 3%
サービス量 （人日分）	計画値	65	65	65
	実績値	46	35	57
	達成率	70. 8%	53. 8%	87. 7%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

自立訓練（生活訓練）は、計画値よりサービス量実績値は少なくなっています。これまでは、事業所が駿東田方圏域には3事業所（中伊豆リハビリテーションセンターさわらび、あまぎ学園、スキルアップスクール SES）と少なかったことも影響していると思われませんが、近年は圏域内にも事業所が増えつつあります。

○ 就労移行支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

（月あたり）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）
利用者数 （人）	計画値	16	17	18
	実績値	5	8	8
	達成率	31. 3%	47. 1%	44. 4%
サービス量 （人日分）	計画値	310	330	350
	実績値	99	121	152
	達成率	31. 9%	36. 7%	43. 4%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労移行支援は、利用者数・サービス量ともに計画値を大幅に下回っていますが、利用者数・サービス量ともに年々、増加傾向にはあります。

市内にあった2箇所の就労支援事業所が令和2年度中に無くなり、全ての利用者が市外の事業所に通所している現状です。

○ 就労継続支援（A型） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	29	33	37
	実績値	23	29	29
	達成率	79.3%	87.9%	78.4%
サービス量 (人日分)	計画値	600	680	760
	実績値	461	562	578
	達成率	76.8%	82.6%	76.1%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労継続支援（A型）は、利用者数・サービス量ともに計画値を下回っていますが、年々、増加傾向にはあります。

令和2年度末現在、市内の就労継続支援（A型）事業所は2箇所（リアライズ長岡、ふじ・さくら works）となりました。また、駿東田方圏域にも年々事業所が増え、通勤可能な地域にも多く開設されているため、今後も増加することが見込まれます。

○ 就労継続支援（B型） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	86	88	90
	実績値	104	112	118
	達成率	120.9%	127.3%	131.1%
サービス量 (人日分)	計画値	1,458	1,490	1,520
	実績値	1,732	1,953	2,058
	達成率	118.8%	131.1%	135.4%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労継続支援（B型）は、市内に5事業所（もくせい苑、田方・ゆめワーク、ふじ・さくら works、ミライカ葦山、リアライズ長岡）があり、利用者数・サービス量ともに計画値を大幅に上回っています。

就労継続支援（A型）事業所と同様、近隣市町においても年々事業所が増えており、通勤可能な地域にも多く開設されているため、今後も更なる増加が見込まれます。

○ 就労定着支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	2	3	3
	実績値	0	2	3
	達成率	0%	66.7%	100.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労定着支援は、令和 2 年度に計画値に達しました。

事業所は市内にはなく、駿東田方圏域にも圧倒的に少ないことが、利用者数が少ない原因と考えられます。

○ 療養介護 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	9	9	9
	実績値	7	6	6
	達成率	77.8%	66.7%	66.7%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

療養介護は、平成 30 年度中に 2 人が、令和元年度中に 1 人が減少となりました。その後は、利用者数は 6 人で横ばいとなっています。

令和 2 年度末現在、利用希望待機者は 5 人ですが、施設（病院）に空きがない現状です。

○ 短期入所(福祉型) ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	16	36	46
	実績値	15	20	19
	達成率	93.8%	55.6%	41.3%
サービス量 (人日分)	計画値	92	210	270
	実績値	67	132	122
	達成率	72.8%	62.9%	45.2%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

短期入所（福祉型）は、利用者数・サービス量ともに計画値を大幅に下回っていますが、利用者数・サービス量ともに年々、増加傾向にはあります。令和2年度のサービス量実績値が少ないのは、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。

令和2年度末現在、市内の事業所は2箇所（ショートステイミライカ萑山、ショートステイ萑山・ぶなの森）となりましたが、駿東田方圏域を見ると、事業所は決して多くない現状です。また、「事業所の定員が少なく利用したいときに利用できない」との声も聞かれます。

○ 短期入所（医療型）○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	10	10	10
	実績値	5	7	6
	達成率	50.0%	70.0%	60.0%
サービス量 (人日分)	計画値	54	54	54
	実績値	31	42	19
	達成率	57.4%	77.8%	35.2%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

短期入所（医療型）は、利用者数・サービス量ともに計画値を大幅に下回っています。

市内に1事業所（伊豆医療福祉センター）しかなく、駿東田方圏域にも他に1事業所しかない現状です。

福祉型と同様に、1人あたりのサービス量は低くなっています。

(3) 居住系サービスの現状と評価

○ 自立生活援助 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	未定人	未定人	未定人
	実績値	0	0	0
	達成率	—	—	—

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

障害者支援施設やグループホームを退所する人、精神科病院等を退院する人、障がい・疾病等を有する家族と同居していた人が、単身生活をする場合に、定期的な巡回または相談や訪問を行い、必要な情報の提供・助言・相談などを行うサービスですが、これまで利用者はいません。

事業所は市内にはなく、駿東田方圏域及び県内にも圧倒的に少ないことが、利用者がいない原因と考えられます。

○ 共同生活援助(グループホーム) ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	28	30	35
	実績値	32	40	43
	達成率	114. 3%	133. 3%	122. 9%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

グループホームは、利用者数・サービス量ともに計画値を上回っています。

令和 2 年度末現在、市内のグループホームは 3 箇所（介護サービス包括型：なぎの家、グループホームミライカ萑山、ブルートホーム）となりました。また、駿東田方圏域にも事業所が増えており、今後増加することが見込まれます。

なお、当市においては、令和 3 年 4 月までに日中サービス支援型のグループホームが開設される予定です。

今後は、生活が安定し一人暮らしを希望する人には、共同生活援助を終了し自立した生活に移行できるような支援や、住居の在り方を検討する必要もあると考えます。

○ 施設入所支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		(年度末)		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	49	49	50
	実績値	49	48	48
	達成率	100.0%	98.0%	96.0%

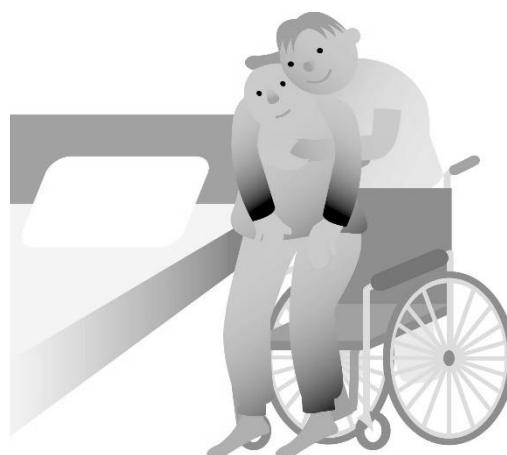
▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

国が示す、令和 2 年度末の施設入所者数を平成 29 年 3 月 31 日時点の施設入所者 51 人から 2%以上削減することを基本として、1 人の入所者の削減を目指し支援しました。

令和 2 年度末の施設入所者数は 3 人が削減(見込み)され、実績値は 48 人となり目標を達成しています。

退所の理由は、自宅やグループホームへの地域移行が 8 人、高齢者介護施設への移行が 1 人、入院等による退所が 5 人でした。

3 年間で新たに待機者 11 人が入所しています。



(4) その他のサービスの現状と評価

○ 計画相談支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	324(1)	336(1)	343(1)
	実績値	316(1)	348(1)	368(1)
	達成率	97.5%	103.6%	107.3%
事業所数 (箇所)	計画値	5	5	6
	実績値	6	6	6
	達成率	120.0%	120.0%	100.0%

()内はセルフプラン

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

計画相談支援は、平成 27 年度までに、サービス利用者全員に作成することが義務付けられました。利用者数は表のとおりとなりますが、障がい福祉サービスと並行して介護保険サービスを利用する人には、介護支援専門員がケアプランを作成しているため、計画相談支援の利用者数には含まれておりません。

計画相談を実施する市内の相談支援事業所は平成 24 年度には 2 箇所でしたが、平成 26 年度には 4 箇所、平成 27 年度には 5 箇所、平成 31 年 3 月からは 6 箇所（サポートセンターゆめワーク、サポートセンター絆、サポートセンターみらいず、サポートセンターいずのくに、なのはな相談室、サポートセンターゆのいえ）に増えています。しかし、一人の相談支援専門員が扱う件数が増しており、人材が不足している状況にあります。

○ 地域相談支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

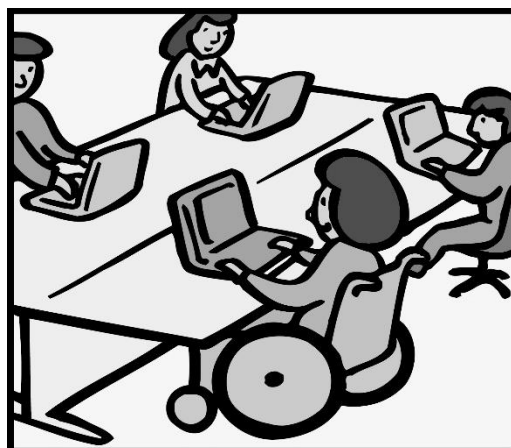
(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
地域移行支援 利用者数 (人)	計画値	2	2	3
	実績値	2	0	0
	達成率	100.0%	0%	0%
地域定着支援 利用者数 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

地域移行支援の利用者は、平成 30 年度を最後に利用者がおられません。住まいの問題や家族間の調整など生活環境を整えるのに時間がかかることもあり、事業所の負担が過重であると考えられます。

地域定着支援は、24 時間対応が必要となるため市内に事業所がないこともあり、利用はありませんでした。



(5) 基盤整備の現状と評価

○ 短期入所 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	1	0
	実績値	1	1	0
定員 (人分)	計画値	0	10	0
	実績値	2	10	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

短期入所事業所については、令和 2 年度末までの 3 年間で 1 箇所（定員 10 人）を目指しましたが、平成 30 年度にグループホーム事業所 1 箇所（短期入所の定員 2 人）が、令和元年度に共生型短期入所事業所 1 箇所（障害者枠の定員 10 人）が整備されました。

今後は、地域生活支援拠点が有する機能である「緊急時受入・対応」と「体験の機会・場の提供」の中で、体験利用として活用されることが期待され、ますます利用者が増えていくと考えられます。

○ 就労移行支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	0	1
	実績値	1	0	0
定員 (人分)	計画値	0	0	10
	実績値	6	0	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労移行支援事業所については、令和 2 年度末までの 3 年間で 1 箇所（定員 10 人）を目指しましたが、平成 30 年度に就労継続支援 B 型との多機能型事業所 1 箇所（移行支援の定員 6 人）が整備されました。

しかし、当該事業所は令和 2 年 6 月末に閉鎖され、市内に就労移行支援事業所が無くなりました。

○ 就労継続支援A型 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	0	1
	実績値	0	1	1
定員 (人分)	計画値	0	0	10
	実績値	0	10	10

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

就労継続支援A型事業所については、これまで市内には1箇所も無かったことから、令和2年度末までの3年間で1箇所（定員10人）を目指しましたが、令和元年度に就労継続支援B型との多機能型事業所1箇所（A型の定員10人）が、令和2年度に就労継続支援B型との多機能型事業所1箇所（A型の定員10人）が整備されました。

利用者は、年々増加傾向にあります。駿東田方圏域内にも事業所が増えていきますので、適切な供給量の維持を考慮しながら整備を進めていきます。

○ 共同生活援助（グループホーム） ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	1	1
	実績値	1	0	1
定員 (人分)	計画値	0	6	6
	実績値	18	0	6

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

グループホーム事業所については、令和2年度末までの3年間で定員6人の事業所2箇所を目指しましたが、平成30年度に介護サービス包括型1箇所（定員18人）が、令和2年度に介護サービス包括型1箇所（定員6人）が整備されました。

介護サービス包括型については、今後も利用希望者は増加していくことが見込まれます。

なお、日中サービス支援型については、令和3年4月までに1箇所（定員20人）が整備される予定です。

(6) 地域生活支援事業の現状と評価

① 成年後見制度支援事業

○ 成年後見制度利用支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	2	0
	達成率	0%	200.0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

事業の対象者は、障害福祉サービスを利用しようとする知的障がい者または精神障がい者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者となります。

令和元年度は、1人が申立費用助成（成年後見制度の申し立てに要する経費の助成）を、1人が報酬助成（後見人等の報酬等の助成）を受けています。

なお、制度利用には至らなくても、申請方法の助言等の相談支援を行うケースは多い状況です。

○ 成年後見制度法人後見支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	2	5
	達成率	0%	200.0%	500.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

令和元年度から、伊豆の国市社会福祉協議会が、成年後見制度法人後見支援を行っています。

令和元年度は、2人の支援を行いました。

令和2年度は、前年度からの継続支援2人、新規支援3人、計5件となる見込みです。

なお、令和2年度中に支援終了が1人ありました。

②意思疎通支援事業

○ 手話通訳者派遣事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者 (延べ人数)	計画値	250	250	250
	実績値	181	183	171
	達成率	72.4%	73.2%	68.4%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

平成 25 年度から、障がい福祉課内に手話通訳者が配置され、派遣回数は大幅に増加しました。この 3 年間は、概ね横ばいの派遣回数となりました。

○ 手話奉仕員養成研修事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	15	15	15
	実績値	11	6	0
	達成率	73.3%	40.0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

毎年、手話奉仕員養成研修を年 1 コース（講座 80 時間、講義 10 時間）実施していますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施できませんでした。

○ 重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

普段、訪問支援している慣れたヘルパーが、入院時に病院を訪問しコミュニケーション支援を行う事業となりますが、対象者は少なく、この 3 年間の利用はありませんでした。

③日常生活用具給付等事業

○ 日常生活用具給付等事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

利用者数 (人)		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
計画値	合計	303	304	304
	① 介護・訓練支援用具	8	8	8
	② 自立生活支援用具	9	9	9
	③ 在宅療養等支援用具	7	7	7
	④ 情報・意思疎通支援用具	7	7	7
	⑤ 排泄管理支援用具	265	265	265
	⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	6	6	6
	⑦ 防災用具	1	2	2
実績値	合計	294	323	320
	① 介護・訓練支援用具	6	6	5
	② 自立生活支援用具	8	10	8
	③ 在宅療養等支援用具	5	7	7
	④ 情報・意思疎通支援用具	5	9	5
	⑤ 排泄管理支援用具	267	285	292
	⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	5	3
	⑦ 防災用具	0	1	0
達成率	合計	97.0%	106.3%	105.3%
	① 介護・訓練支援用具	75.0%	75.0%	62.5%
	② 自立生活支援用具	88.9%	111.1%	88.9%
	③ 在宅療養等支援用具	71.4%	100.0%	100.0%
	④ 情報・意思疎通支援用具	71.4%	128.6%	71.4%
	⑤ 排泄管理支援用具	100.8%	107.5%	110.2%
	⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	50.0%	83.3%	50.0%
	⑦ 防災用具	0%	50.0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

日常生活用具給付等事業については、計画値を下回っている用具もありますが、概ね横ばいの利用者数で推移しています。内訳では「⑤排泄管理支援用具」のストーマ装具や紙おむつの支給が多く、大半を占めています。

防災用具は、利用できる対象者が人工呼吸器を利用している等の重度障がい者であるため対象となる人が少なく、申請件数は令和元年度の1件のみでした。対象者には十分な周知が必要と考えます。

④移動支援事業

○ 移動支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	60	60	60
	実績値	67	67	60
	達成率	111.7%	111.7%	100.0%
延利用時間 (時間)	計画値	2,600	2,600	2,600
	実績値	3,198	3,466	2,785
	達成率	123.0%	133.3%	107.1%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

移動支援事業の委託事業所数は、18 事業所となっています。

令和元年度までは、利用者数・延利用時間ともに増加しており、実績値も計画値を大きく上回っていますが、令和 2 年度は減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。

⑤地域活動支援センター事業

○ 地域活動支援センター事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
箇所数 (箇所)	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
利用者数 (延べ人数)	計画値	3,700	3,700	3,700
	実績値	3,226	2,577	1,996
	達成率	87.2%	69.6%	53.9%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

市内に地域活動支援センターは、精神障がい者を主な対象としたサポートセンターゆめワークと、知的障がい者及び身体障がい者を主な対象としたサポートセンター絆があります。就労に結びつかない人の居場所として、また、ひきこもりを防ぐ外出の機会としての利用も期待されます。

年間延べ人数が減少している理由として、自立支援給付サービス（日中活動系サービス）の利用に移行していることが考えられます。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます。

⑥その他の事業

○ 日中一時支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
箇所数 (箇所)	計画値	9	9	9
	実績値	16	25	23
	達成率	177.8%	277.8%	255.6%
利用者数 (人)	計画値	50	50	50
	実績値	62	73	63
	達成率	124.0%	146.0%	126.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

日中一時支援事業の委託事業所数は、23 事業所となっています。

事業所が増えたことにより利用者数も増加しており、実績値も計画値を大きく上回っていますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響があると考えます。

○ 訪問入浴サービス支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

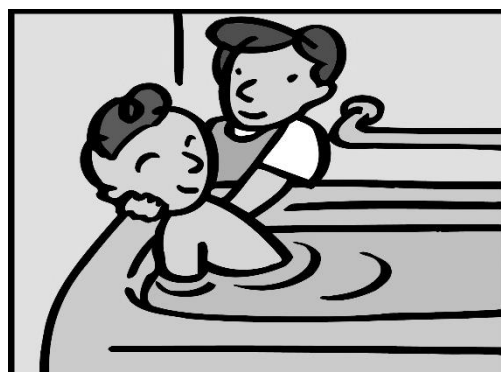
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
箇所数 (箇所)	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	3
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
利用者数 (人)	計画値	5	5	5
	実績値	5	5	6
	達成率	100.0%	100.0%	120.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

訪問入浴サービスは、委託事業所数・利用者数とも横ばいで推移しています。

(委託事業所)

- コスモス三島
- アサヒサンククリーン在宅介護センター三島
- ㈱ティール・シー・エス伊東営業所



○ 巡回支援専門員整備事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
箇所数 (箇所)	計画値	1	1	1
	実績値	1	2	2
	達成率	100.0%	200.0%	200.0%
利用者数 (人)	計画値	210	210	210
	実績値	180	212	220
	達成率	85.7%	101.0%	104.8%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

巡回相談の利用者は年々増加しており、令和元年度に計画値を上回りました。

令和元年度から、「伊豆の国市児童発達支援センターきららか」に、「伊豆医療福祉センター」が新たに加わりました。

幼稚園、保育園、小学校、中学校等で巡回相談を実施し、200 人を超える相談を受けています。マンパワーの関係で、これ以上の対応が難しくなっています。

⑦障害者虐待防止対策支援事業

○ 障害者虐待防止対策支援事業 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	5	5	5
	実績値	8	2	0
	達成率	160.0%	40.0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

市障がい者虐待防止センターが、平成 24 年 10 月 1 日に設置されました。

通報された案件の中で、調査後に実際に虐待であったものは、平成 30 年度が 3 人、令和元年度が 1 人でした。

障がい者の権利擁護の観点から、疑いの案件でも積極的に通報してもらえるよう普及啓発に努めています。

(7) その他支援事業の現状と評価

①自動車運転免許取得・改造助成事業

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	2	2	2
	実績値	0	1	1
	達成率	0%	50.0%	50.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

自動車運転免許取得・改造助成事業は、利用希望者が少ないため、実績値が変動しやすくなっています。この3年間は、計画値よりも少なくなりました。

②障害支援区分認定等事務事業

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
認定者数 (人)	計画値	365	365	365
	実績値	161	134	106
	達成率	44.1%	36.7%	29.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

障害者総合支援法では、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を示す「障害支援区分」を設けるとともに、その判定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うために、各市町村に市町村審査会を設置することとなっています。

当市では、「障害支援区分判定審査会」を伊豆市と共同設置しており、5名の委員に審査をお願いしています。

なお、計画値ではサービス利用者の人数を表していますが、実績値では障害支援区分の認定を受けた人数としております。

③難病患者等介護家族リフレッシュ事業

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	3	3	3
	実績値	4	4	3
	達成率	133.3%	133.3%	100.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

在宅で、人工呼吸器等の高度な医療的ケアが必要な障がい（児）者の介護者支援のため、訪問看護師が支援を実施しています。対象者は限られていますが、在宅で安心して生活するためには不可欠な事業となります。

実施している訪問看護ステーションは3事業所ですが、訪問看護師は不足している状況です。

(委託事業所)

- 訪問看護ステーション木の実（三島市）
- 訪問看護ステーションひまわり（市内）
- ラポールあい訪問看護ステーション（市内）

④ライフサポート事業

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
利用者数 (人)	計画値	13		14		14	
	実績値	デイ 12 短期 2	14	デイ 14 短期 3	15	デイ 9 短期 2	10
	達成率	107.7%		107.1%		71.4%	

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

自立支援給付の生活介護や短期入所、児童発達支援事業等が受けられない場合に利用できるサービスです。

令和2年度は、デイサービスを4事業所（きららか、みはらしの里、優しい家、長岡寮湯の家）で、短期入所を4事業所（ミルキーウェイ、みはらしの里、優しい家、長岡寮湯の家）で実施しています。

なお、令和元年度は2人が、令和2年度は1人がデイサービスと短期入所を併せて利用しました。

第5節 令和5年度の目標値

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や一般就労への移行、また地域生活支援拠点の整備等について対応する必要があります。

本計画において、令和5年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービスの量を見込みそれぞれ数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末時点の施設入所者数47人については、令和元年度末時点の入所者数48人から、国が示す1.6%以上である1人を削減することを目標に数値を設定します。

また、地域生活移行者については、令和元年度末時点の入所者数48人のうち、国が示す6%以上である3人が地域生活に移行することを目標に数値を設定します。

具体的な根拠については、自宅やグループホームへの地域移行による3人減、介護保険施設への移行による1人減、入院等の退所による1人減、入所待機者21人のうち新たな入所による4人増となります。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和2年3月31日時点の入所者数(A)	48人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和6年3月31日時点の入所者数目標(B)	47人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	1人	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	3人	令和3・4・5年度に、施設から自宅やグループホームなどへ移行する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当市の協議の場として、平成 30 年度に市地域自立支援協議会にワーキンググループを設置し、保健・福祉関係者・家族会代表者による情報共有や連携を行ってきました。

令和 2 年度からは、ワーキンググループから専門部会に格上げし、新たな構成メンバーとして医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所にも参画していただいています。

重層的な連携による更なる支援体制強化のため、協議の場における活動の具体的数値を次のとおり設定します。

【活動指標】

項目	数 値	考 え 方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所	平成 30 年度に、市単独で設置済

【活動指標】

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	6 回	6 回	6 回	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回	2 回	2 回	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み	保健	1 名	1 名	1 名
	医療（精神科）	3 名	3 名	4 名
	医療（精神科以外）	0 名	0 名	0 名
	福祉	3 名	3 名	3 名
	介護	1 名	1 名	1 名
	当事者	0 名	1 名	1 名
	家族	1 名	1 名	1 名
	グループホーム	0 名	1 名	1 名

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

「地域生活支援拠点等の整備」とは、障がいのある者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支援するための機能（①相談、②緊急時受入・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

当市では、令和2年度に市地域自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、国が示す上述の5つの機能について協議を重ね拠点整備を推進してきました。

今後は、5つの機能ごとに目標値を定め、関係機関と連携し機能充実を図ります。

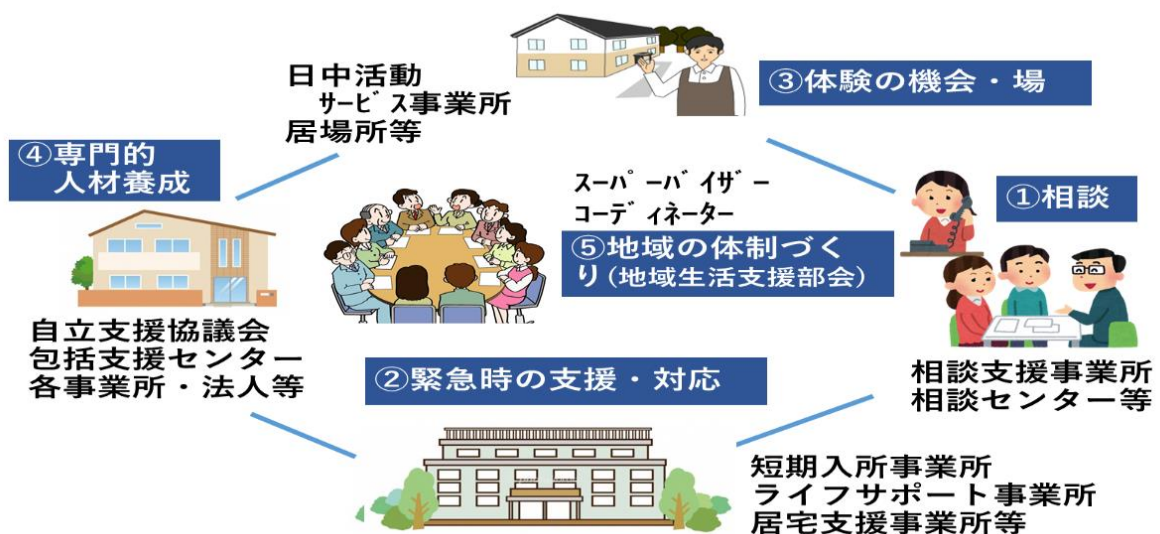
なお、機能充実に向けた検証及び検討を行う場と、年間の実施回数を具体的数値として次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	考え方
地域生活支援拠点の整備	令和2年度に、市単独で設置済

【活動指標】

項目	考え方
拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の名称	伊豆の国市地域自立支援協議会 「地域生活支援部会」
検証及び検討の年間実施回数	令和3年度から5年度まで 各年度2回実施



(4) 福祉施設（就労支援事業所）から一般就労への移行等

令和5年度中の一般就労への移行者数については、令和元年度実績4人の1.27倍以上（国の指標）である7人を目標に数値を設定します。

この7人のうち、就労移行支援事業を通じた移行者は令和元年度実績2人の1.30倍以上（国の指標）である3人を、就労継続支援A型事業所を通じた移行者は令和元年度実績0人の1.26倍以上（国の指標）である1人を、就労継続支援B型事業所を通じた移行者は令和元年度実績2人の1.23倍以上（国の指標）である3人を目標に数値を設定します。

当市には、就労移行支援事業所が現在1箇所もないため、一般就労への移行者数を増やすためにも、就労移行支援事業所の新規整備を推進します。

なお、就労継続支援A型事業所からの移行者については、令和元年度は0人でしたが、令和2年度末に市内にA型事業所が新規整備され年々利用者も増加することが期待されるため、その中から1人の移行を目指します。

また、令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する人数については、令和5年度中の一般就労移行者数の目標値7人の7割以上（国の指標）である5人（移行支援事業所からの移行者3人全員、A型事業所からの移行者1人、B型事業所からの移行者3人のうち1人）を目標に数値を設定します。

就労定着支援事業所については、当市には現在1箇所も事業所がありませんが、令和5年度末までに就労移行支援事業所を新規整備することを優先し、その後に当該就労移行支援事業所に就労定着支援事業の兼務を検討していただきたいと考えます。

【成果目標】

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度中の一般就労移行者数(A)	7人	令和5年度中に、就労支援事業所を利用して一般就労に移行する人数 【令和元年度実績4人の1.27倍以上】
うち 就労移行支援を利用して一般就労に移行する者	3人	【令和元年度実績2人の1.30倍以上】
うち 就労継続支援A型を利用して一般就労に移行する者	1人	【令和元年度実績0人の1.26倍以上】
うち 就労継続支援B型を利用して一般就労に移行する者	3人	【令和元年度実績2人の1.23倍以上】
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	5人	令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数(A)の7割以上
【目標値】 就労定着支援を行う事業所ごとの就労定着率		令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

特定相談等は1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められています。

静岡県の方針である「令和5年度末までに市単独もしくは他市町と共同で基幹相談支援センターを設置する」に沿って、当市では今後、委託での設置または市直営での設置を検討し、令和5年度末までに市単独での設置を目指します。

また、基幹相談センターの機能強化と相談支援専門員の質的・量的向上に努め、関係機関・事業所における人材育成の支援と専門的な相談支援の実施による地域におけるサービスの質の向上を図るため、次のとおり活動指標を設定します。

【成果目標】

項目	考え方
基幹相談支援センターの設置	令和5年度末までに、市単独で設置

【活動指標】

項目	考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	令和5年度末までに、国が示す重層的な支援体制に加え、地域の相談支援事業者同士の横の連携も考えたバランスの取れた体制づくりを検討し実施します。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	現在、市地域自立支援協議会の相談支援事業所部会（市内6相談支援事業所で構成）の中で勉強会を開催しています。基幹設置後は、主任相談員・ベテラン相談員が中心になり指導・助言の場として活用していきます。 【指導・助言件数】各年度4回
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援	現在、上記のとおり勉強会を開催しています。基幹設置後は新たな取組として、定期的な人事異動を考えた新任職員・新任相談員向けの勉強会を開催できるよう調整します。 【支援件数】 R3：4回、R4：4回、R5：5回
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	引き続き、相談支援事業所部会で毎月2回の定期的な連絡会・事例検討会を開催し、情報共有・地域課題の抽出・事例の積み重ねを通じて連携強化に努めます。 【実施回数】各年度24回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制 の構築

近年、障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められており、市町村においては、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが求められています。

当市においては、静岡県の方針に沿って、県が実施する障がい福祉サービス等に関わる研修への市職員の参加を推進します。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を継続しながら、更なる連携強化に努めます。

【成果目標】

項目	考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和2年度中に構築済（見込み）

【活動指標】

項目	考え方
相談支援従事者初任者研修の参加	障がい福祉課職員、福祉事務所内の関係各課職員のうち、研修未受講者に対し、研修の目的等を説明し積極的に参加するよう、引き続き周知していきます。 【参加人数】 ・相談支援従事者研修：各年度1人 ・障害支援区分認定調査員研修：各年度3人
障害支援区分認定調査員研修の参加	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和2年度中に構築済（見込み） 具体的には、当該年度に発生したエラー・警告等の状態に対する原因解決方法を示したものを作成し、年1回、関係事業所に情報提供します。また、関係自治体と共有する体制として、毎月実施している3市3町障がい福祉連絡会（伊豆の国市、三島市、裾野市、函南町、清水町、長泉町）で、各市町の情報・考えを検討共有する場を年1回設けます。 【上記共有を実施する回数】 各年度2回

第6節 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の見込量

(1) 障がい福祉サービス

訪問系サービス

【利用者数】

(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	112人	114人	116人
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			

【必要な量の見込】

(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	1,882時間分	1,922時間分	1,962時間分
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			

【見込量確保のための方策】

- 住み慣れた地域で安心して生活できるために、訪問系サービスの充実を図ります。
また、利用者がサービス内容を理解しやすいように、サービス内容に関する情報提供を充実させ、サービスの利用促進に努めます。
- 過去の実績から各サービスの利用者数・利用量ともに緩やかに増加すると見込まれます。
今後も多様化するニーズに対応できる提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 困難事例への対応などを支援するため、個別支援会議の開催や市地域自立支援協議会相談支援事業所部会、サービス事業者との連携を強化します。
また、地域で共通する課題を解決するため、専門部会で調査研究を実施します。

日中活動系サービス

【利用者数】

(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	86人	88人	90人
自立訓練（機能訓練）	1人	1人	2人
自立訓練（生活訓練）	5人	3人	3人
就労移行支援	9人	8人	10人
就労継続支援（A型）	32人	35人	38人
就労継続支援（B型）	124人	130人	136人
就労定着支援	5人	8人	13人
療養介護	6人	6人	6人
短期入所（福祉型）	26人	33人	40人
短期入所（医療型）	7人	8人	9人

【必要な量の見込】

(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	1,764人日分	1,806人日分	1,848人日分
自立訓練（機能訓練）	23人日分	23人日分	46人日分
自立訓練（生活訓練）	80人日分	62人日分	69人日分
就労移行支援	179人日分	147人日分	200人日分
就労継続支援（A型）	628人日分	678人日分	728人日分
就労継続支援（B型）	2,163人日分	2,268人日分	2,373人日分
就労定着支援	—	—	—
療養介護	—	—	—
短期入所（福祉型）	192人日分	262人日分	332人日分
短期入所（医療型）	23人日分	27人日分	31人日分

【見込量確保のための方策】

- 事業者との連携を強化し、ニーズに対応したサービスの質的充実を図ります。
 - 市内にサービスが不足している「生活介護」・「就労移行支援」・「就労継続支援B型」事業所の確保に努めます。なお、就労継続支援B型事業所については、駿東田方圏域内にも事業所が増えていますので、適切な供給量の維持を考慮しながら確保を進めていきます。
 - 利用者がサービス内容を理解しやすいように、サービス内容に関する周知に努めます。
- また、福祉施設、事業者などと連携を図り、多様な日中活動系サービスの確保に努めます。

- 虐待防止のための緊急避難や、介護者の高齢化による緊急保護を必要とする場合などに備え、緊急時に利用できる施設の事業者と連携を図ります。
- 県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、商工会、特別支援学校及び就労関係団体などと連携し、就労支援ネットワークの構築に努めます。
さらに、市地域自立支援協議会就労支援部会において、自立生活支援を検討します。
- 一般就労への移行を目指す者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知に努めます。

居住系サービス

【必要な量の見込】

(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0 (0) 人	0 (0) 人	0 (0) 人
共同生活援助	52 (28) 人	56 (30) 人	60 (32) 人
うち日中サービス支援型	7 (1) 人	9 (2) 人	11 (3) 人
施設入所支援	48 人	50 人	47 人

() 内は精神障がい者数

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者や精神科病院に入院している人の地域移行の受け皿として、また一人暮らしが難しい在宅の方の住まいとして、生活の基盤となる重要なサービスです。利用希望者は多く、市内の事業所だけでは対応しきれないため、事業所の更なる確保に努めます。
- 施設入所支援については、国の指針により施設から地域への移行が進められています。施設入所者の状況を確認し、相談支援専門員と連携を取りながら、地域生活が可能な人については地域への積極的な移行を進め、施設入所者の減少に努めます。
- 一方で、障がいの状況や家庭の事情により地域での生活が困難な人もおり、施設入所の必要性は残されています。必要性・緊急性が高い人が優先して入所できるように働き掛けていきます。

計画相談支援

【利用者数】

(年度あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	388 (1) 人	408 (1) 人	428 (1) 人
相談支援事業所数(箇所)	6	6	6

() 内はセルフプラン

【見込量確保のための方策】

- 相談支援専門員等の人材確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制を強化し、障がいのある人に対する支援が適切に行えるよう努めます。
- 引き続き、市地域自立支援協議会相談支援事業所部会を継続的に開催し、相談支援専門員同士の連携強化を図るとともに、個々の相談支援専門員の質の向上に努めます。

地域相談支援

【利用者数】

(年度あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	1 (1) 人	1 (1) 人	1 (1) 人
地域定着支援	0 (0) 人	0 (0) 人	0 (0) 人

() 内は精神障がい者数

【見込量確保のための方策】

- 入所施設や精神科病院と連携し、退所・退院可能な精神障がい者などに対して、地域移行支援の利用促進に努めます。
- また、地域移行に必要な住まいの場である、グループホームの確保に努めます。
- さらに、宅建協会や地元不動産業者等と連携し、障害のある方が安心できる住まいの確保や、賃貸住宅などの住まいで生活しやすい環境を整えます。

基盤整備計画

生活介護については、市内の放課後等デイサービス事業所が、令和5年度末までに1箇所を新設する予定です。

また、就労移行支援については、市内に1箇所も事業所がないことから、現在ある就労継続支援事業所との併設（多機能型）も含めて整備を推進します。

さらに、就労継続支援B型事業所1箇所と、共同生活援助（グループホーム）事業所1箇所の整備を推進します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	整備数（箇所）	0	0	1
	定員（人分）	0	0	10
就労移行支援	整備数（箇所）	0	0	1
	定員（人分）	0	0	6
就労継続支援B型	整備数（箇所）	0	1	0
	定員（人分）	0	20	0
共同生活援助	整備数（箇所）	0	1	0
	定員（人分）	0	12	0



(2) 地域生活支援事業

各年度における事業の種類ごとの量の見込み

(年度毎の合計)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施		実施		実施	
(2) 自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
(3) 相談支援事業						
基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
(4) 成年後見制度支援事業						
成年後見利用支援事業		1		1		1
成年後見制度法人後見支援事業	1	6	1	8	1	10
(5) 意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		185		185		185
手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	1		1		1	
手話奉仕員養成研修事業	1	10	1	15	1	20
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業		1		1		1
(6) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載						
介護・訓練支援用具		6		6		6
自立生活支援用具		10		10		10
在宅療養等支援用具		7		7		7
情報・意思疎通支援用具		7		7		7
排泄管理支援用具		300		300		300
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		5		5		5
防災用具		1		1		1
(7) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載						
個別移動支援事業		70	3,600		70	3,600
車両輸送型移動支援事業	1		1		1	
(8) 地域活動支援センター	2	2,600	2	2,600	2	2,600

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(9) その他の事業						
日中一時支援事業	25	80	25	80	25	80
訪問入浴サービス事業	3	6	3	6	3	6
巡回支援専門員整備事業	2	220	2	220	2	220
(10) 障害者虐待防止対策支援事業		5		5		5

(3) その他支援事業

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 自動車運転免許取得・改造助成事業		2		2		2
(2) 障害支援区分認定等事務事業		140		140		140
(3) 難病患者等介護家族リフレッシュ事業		4		4		4
(4) ライフサポート事業		15		15		15



第5章 第2期 伊豆の国市障害児福祉計画

第1節 障がい児福祉サービス提供体制の確保に関する 基本的な考え方

障がい児福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障がい者計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に整備を行います。

◎ 障がい児支援体制の整備

共生社会実現のため、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業、さらに就労まで一貫した効果的な支援体制を構築します。

◎ 包括的相談支援体制の整備

障がい児だけでなく障がい児を取り巻く家族を含めた生活課題に対応した、継続支援を行うための包括的な相談支援体制が望まれています。

年齢、障がいを問わず、全ての相談に対応できる支援体制を構築します。

第2節 障がい児福祉サービスの体系

障がい児福祉サービスは、国の基準で実施される次のサービスがあります。

『障害児福祉サービス』

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児が、児童発達支援センターやその他の施設に通所し、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童が、医療型児童発達支援センターまたは、指定医療機関に通所し、日常生活における基本的な動作の取得、集団生活への適応及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児が、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業所に通い、生活能力の向上のために必要な支援を受け、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設等を訪問し、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な助言を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で外出が困難な未就学の障がい児の居宅を訪問し、児の成長を促すための個別支援や家族支援（相談援助）を行います。

第3節 前回計画の達成評価

第1期障害児福祉計画で掲げた目標値に対して、達成度の検証を行いました。

(1) 障がい児通所支援サービスの現状と評価

○ 児童発達支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	33	33	33
	実績値	28	28	32
	達成率	84.8%	84.8%	97.0%
サービス量 (人日分)	計画値	473	473	473
	実績値	406	435	480
	達成率	85.8%	92.0%	101.5%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

児童発達支援は、令和2年度には4箇所（きららか、伊豆医療福祉センターポレポレ、ふいる、きらり）の事業所を利用しています。利用者数は計画値を下回っていますが、年々利用者数及びサービス量ともに増加しています。

なお、伊豆の国市児童発達支援センター「きららか」では、令和2年度から定員を4人増やしました。このことが、サービス量増加の一因と考えられます。

○ 医療型児童発達支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
サービス量 (人日分)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

医療型児童発達支援は、利用できる事業所等が県内にはなく利用者はいません。

○ 放課後等デイサービス ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	61	71	81
	実績値	84	85	95
	達成率	137.7%	119.7%	117.3%
サービス量 (人日分)	計画値	770	860	950
	実績値	1,030	985	1,140
	達成率	133.8%	114.5%	120.0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

放課後等デイサービスは、利用できる事業所が年々増え、利用者数及びサービス量ともに計画値を大きく上回っています。

令和 3 年 4 月に伊豆の国特別支援学校が開校されることもあり、利用者数及びサービス量ともに、今後も更なる増加が見込まれます。

○ 保育所等訪問支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	6	6	6
	実績値	5	4	4
	達成率	83.3%	66.7%	66.7%
サービス量 (人日分)	計画値	26	26	26
	実績値	5	4	4
	達成率	19.2%	15.4%	15.4%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

保育所等訪問支援については、3月は卒園・卒業間近であり、利用者数及びサービス量ともに圧倒的に少ないため、利用者数は4月～3月の実人数、サービス量は12ヶ月の平均利用量(月あたり)としました。

サービス量は、計画値を大きく下回っています。

今後は、保育園・幼稚園・小学校等との連携体制の更なる強化を図っていきます。

○ 居宅訪問型児童発達支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(月あたり)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	1	2	3
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
サービス量 (人日分)	計画値	4	8	12
	実績値	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

居宅訪問型児童発達支援は、事業所が駿東田方圏域で1箇所しかなく、利用はありませんでした。今後は、利用希望の状況を見ながら、事業所の整備を検討します。

○ 障がい児相談支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

(年度毎の合計)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数 (人)	計画値	100	110	120
	実績値	127	140	148
	達成率	127.0%	127.3%	123.3%

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

障がい児相談支援の利用者は、年々増えており、計画値を大きく上回っています。
サービスの利用者が増加しているため、今後も増えることが見込まれます。

(2) 基盤整備の現状と評価

○ 放課後等デイサービス ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	0	1	0
	実績値	1	1	2
定員 (人分)	計画値	0	20	0
	実績値	10	10	20

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

放課後等デイサービス事業所については、令和 2 年度末までの 3 年間で 1 箇所（定員 20 人）を目指しましたが、平成 30 年度に 1 箇所（定員 10 人）が、令和元年度に 1 箇所（定員 10 人）が、令和 2 年度に定員 10 人の事業所 2 箇所が整備されました。

令和 3 年 4 月に伊豆の国特別支援学校が開校されることもあり、利用者数及びサービス量ともに、今後も増加していくことが見込まれるため、更なる整備を推進します。

○ 居宅訪問型児童発達支援 ○

▶▶▶ 実施状況 ▶▶▶

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
整備数 (箇所)	計画値	1	0	0
	実績値	0	0	0
定員 (人分)	計画値	3	0	0
	実績値	0	0	0

▶▶▶ 現状と評価 ▶▶▶

居宅訪問型児童発達支援事業所については、令和 2 年度末までの 3 年間で 1 箇所（定員 3 人）を目指しましたが、整備できませんでした。駿東田方圏域にも 1 箇所しかない現状です。

今後は、利用希望の状況を見ながら、事業所の整備を検討します。

第4節 令和5年度の目標値及び見込量

障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

国の指針では、令和5年度末までに①児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1箇所以上設置すること。②全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1箇所以上確保すること。④医療的ケア児支援のため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けると共に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。を目標の基本としており、当市の状況については次の表のとおりです。

当市においては、児童発達支援センターきららかを中核に、発達に課題のある児童とその保護者に対し、切れ目のない地域支援体制の構築を目指し、保健、障がい福祉、保育、教育など関係機関との連携を強化します。

さらに、就労への支援などライフステージに応じた継続した関わりや、家族を含めた包括的な相談支援体制を構築します。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、市自立支援協議会の医療的ケア児支援部会において、医療的ケア児支援コーディネーターを中心に、関係機関が集まり協議していきます。

【成果目標】

項目	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	平成24年4月1日（重心）1箇所 設置済 平成27年4月1日 1箇所 設置済
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制構築	平成26年4月1日 圏域内に設置済 平成27年4月1日 市内に設置済
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所については、平成24年4月1日に市内に設置済 放課後等デイサービス事業所については、圏域内に2箇所を確保していますが、市内にないため、今後市内への設置を検討します。
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関等による協議の場の設置 及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	協議の場の設置については、市地域自立支援協議会の医療的ケア児支援部会を設置済 コーディネーターの配置については、3名を配置済

障がい児通所支援

【利用者数】

(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	34人	36人	38人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	108人	121人	134人
保育所等訪問支援	4人	4人	4人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	2人

【必要な量の見込】

(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	510人日分	540人日分	570人日分
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
放課後等デイサービス	1,296日分	1,452人日分	1,608人日分
保育所等訪問支援	4人日分	4人日分	4人日分
居宅訪問型児童発達支援	0人日分	0人日分	8人日分

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援については、早期に適切な支援を行うことの重要性に鑑み、必要量の確保に向けて、サービス提供事業者との連携強化に努めます。
- 医療型児童発達支援については、利用見込みはなく、サービス提供事業者の体制も整っていないため、今後のニーズに合わせて検討していきます。
- 放課後等デイサービスについては、伊豆の国特別支援学校が開校されることもあり、利用者数・利用日数ともに更なる増加が見込まれます。サービス提供事業者・関係団体との連携強化に努めます。
- 保育所等訪問支援については、保育園・幼稚園・小学校等との連携体制の更なる強化に努めると同時に、サービスの利用促進と質の向上に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、事業所が駿東田方圏域に1箇所しかないため、今後のニーズに合わせて、県と連携しながら広域で対応を図ります。

計画相談支援（障がい児）

【利用者数】

（年度あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	161人	174人	187人

【見込量確保のための方策】

- 伊豆の国特別支援学校が開校されるため、転入による利用者数の増加が見込まれます。
- サービスを必要としている人に、サービスの情報が適切に提供されるように、きめ細かな支援に努めます。
- 引き続き、地域自立支援協議会相談支援事業所部会を継続的に開催し、相談支援専門員同士の連携強化を図るとともに、個々の相談支援専門員の質の向上に努めます。

医療的ケア児コーディネーターの配置人数

【利用者数】

（年度あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	4名	4名	4名

【見込量確保のための方策】

- 令和2年度末現在、サポートセンターみらいず2名、なのはな相談室1名が配置されています。
なお、令和3年度に、なのはな相談室の相談員1名が、新たに資格を取得する予定です。

発達障害者関係

国の指針では、発達障がい早期発見・早期支援のための体制の構築を目指しています。保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付け適切な対応ができる環境を作るため、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施や、指導者の養成等が求められています。

本市では、発達障がいやその保護者を対象とした以下の取組みについては基盤となる事業がなく、今後の見込値の設定が困難な状況です。

【活動指標】

(年度あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	— 人	— 人	— 人
ペアレントメンターの人数	— 人	— 人	— 人
ピアサポートの活動への参加人数	— 人	— 人	— 人

- ・ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者が「①お子さんの『行動』の理解の仕方を学び」、「②楽しく子育てをする自信をつけること」、「③子育ての仲間を見つける機会とすること」を目的としたプログラムです。
- ・ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供等を行う保護者のことです。
- ・ピアサポートとは、共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動のことを言います。ここでは、「発達障がいのある子を持つ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う活動」の参加者数を指標としています。

【見込量確保のための方策】

- 本市では、児童発達支援センターきららかににおいて、親子療育教室プティ事業を行っています。発達について、療育教室の遊び等を通じて保護者の悩みや不安に対し、専門のスタッフがアドバイスをを行い相談に対応していますが、市の事業としての研修は実施していません。また、ペアレントメンターの養成研修についても実施していないため、人数の把握もしていません。
- 駿東田方圏域自立支援協議会の児童発達ワーキンググループの活動として、ペアレントプログラム講座が開催されるときに、職員・関係者及び保護者に対し、積極的に参加を呼び掛けます。
- 今後は、国・県の動向を注視しながら、必要があれば、駿東田方圏域自立支援協議会の活動と連携して事業の在り方について検討していきます。

基盤整備計画

放課後等デイサービスについては、利用者・利用日数ともに、特に多くの希望する声が聞かれ、今後も希望は増えていくことが見込まれます。

また、令和3年4月からの伊豆の国特別支援学校開校に伴い、更に需要が増すものと見込まれることから、令和5年度末までに3箇所の整備を推進します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	整備数(箇所)	1	1	1
	定員(人分)	10	10	10

第6章 計画推進体制

第1節 計画を推進するために

1 市民・事業者・行政の協働

障がい者施策を円滑に推進するためには、障がいのある人、行政、市民、企業、事業者が相互理解を深めると共に、連携し、協力していくことが大切です。

また、国や県と連携して、本計画を推進すると共に、国や県レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

2 全庁的な推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進体制を構築し、定期的に計画の見直しを実施します。

3 地域自立支援協議会による計画の管理

計画の着実な推進を図るため、伊豆の国市地域自立支援協議会において、計画の進捗状況を報告し、推進や見直しに対する助言を得ます。

第7章 資料編

資料1 策定経過

年 月 日	会議名等	会議内容等
令和2年 7月30日	第1回策定会議 (地域自立支援協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次障がい者計画について ・今後の策定スケジュールについて ・伊豆の国市の障がい者の状況について ・アンケート調査内容について
9月11日~22日	障がい福祉推進のための 実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の一般市民、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、計2,100人対象
令和3年 1月22日	第2回策定会議 (地域自立支援協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・障がい者計画(素案)について ※書面による会議
2月1日~10日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ及び障がい福祉課窓口において計画(素案)の公開による意見の募集
2月26日	第3回策定会議 (地域自立支援協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・障がい者計画(案)の承認 ※書面による会議

資料2 策定会議委員（伊豆の国市地域自立支援協議会委員）

（敬称略）

No.	氏名	所属
1	佐久間 哲也	医療法人財団 玉川会 エムオーエー奥熱海クリニック
2	青木 大輔	公益財団法人 復康会 田方・ゆめワーク
3	山田 芳治	社会福祉法人 春風会 もくせい苑
4	加藤 淳子	社会福祉法人 輝望会 伊豆の国市児童発達支援センター
5	渡邊 誠司	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部静岡県済生会 伊豆医療福祉センター
6	河野 真人	社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会
7	室伏 利男	伊豆の国市手をつなぐ育成会
8	森野 功	伊豆の国市精神保健福祉会
9	望月 博	伊豆の国市民生委員児童委員協議会
10	濱口 昭	伊豆の国市身体障害者相談員
11	上村 一成	静岡県立東部特別支援学校
12	金成 佳久	静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校
13	正守 和宏	社会福祉法人 あしたか太陽の丘 障害者就業・生活支援センターひまわり
14	吉永 朋子	伊豆の国市福祉事務所

資料3 用語解説

あ行

◆オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）

がん等が原因で直腸や膀胱に機能障がいを負い、手術により人工的に腹部に「排せつ口」（人工肛門・人工膀胱）を造設した人のことで、全国に20万人以上いるとされている。

か行

◆介護保険制度

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、医療や入浴、排せつ、食事等の介護を必要とすることになった人を対象に、これらの人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスの給付を行う制度。

◆学習障害（LD=Learning Disabilities）

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

◆国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）

障がい者就労施設で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進している。

◆交流籍

特別支援学校の小学部中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に置く副次的な籍。これを活用して居住する地域の小・中学校で交流及び共同学習を行います。

◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者や障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。

さ行

◆災害時における要配慮者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

◆静岡県福祉のまちづくり条例

すべての人が個人として尊重され、等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、さまざまな交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる社会の実現を目指し、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障がい者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことを定めた県条例。(平成8年4月1日施行)

◆自閉スペクトラム症 (ASD=Autism Spectrum Disorder)

「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「パターン化した興味や活動」の3つの特徴をもつ障がいがあるが、症状が軽い人たちも含めて自閉スペクトラム症という呼び方をする。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながらともに考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人たちや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人・児童のための福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

◆社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。

◆手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話ごい、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士(厚生労働省認定資格)がいる。

◆障がい支援区分

市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

◆障害者基本法

平成 23 年 8 月に改正。心身機能に障がいがあるだけでなく、社会的な制度や慣行などの影響で生活が制限される人も「障がい者」として幅広く定義。「すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会」の実現をめざす。改正基本法では、障がいのある人の権利擁護を強化する規定を追加した。

◆障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

◆障害者週間

平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12 月 9 日)に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間である。

◆障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)

障害者自立支援法に代わって、2013(平成 25)年 4 月 1 日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。

◆自立支援医療制度

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が自立支援医療に一本化された。

◆ジョブコーチ

障がいのある人が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる人であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸、肝臓の機能障がい） ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいで、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

◆生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、がん、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等の発症、進行に関与する疾患群。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

◆精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人等で判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障がい者福祉サービスの利用契約等を成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

◆相談支援事業所（指定相談支援事業所）

相談支援専門員研修を受講したものが、サービス利用者に対し、相談、情報提供や助言を行い、支給決定における申請を支援し、サービス利用計画の策定を行う事業所。

た行

◆地域活動支援センター

心身に障がいのある人でも、住み慣れた地域において可能な限り自らの意思でその人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

◆地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う。

◆注意欠陥・多動性障害

(ADHD=Attention Deficit / Hyperactive Disorder)

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障がいがあるとされている。勉強や仕事等に細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴がみられる。

◆特別支援学校

平成19年4月より、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。例えば、視覚に障がいがある人を主として教育する特別支援学校というようになるとともに、地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たしている。

◆特別支援教育

学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障がいの程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

◆トライアル雇用

有給の有期契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障がいのある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障がいのある人の雇用を促進することができる。

な行

◆難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少ない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

は行

◆発達障害（発達障がい）

平成17年4月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

◆バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

◆バリアフリー対応型信号機

視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導装置、経過時間表示装置、高齢者等感応化の機能を付加することにより、障がいのある人や高齢者等の道路横断の安全を図る信号機。

◆福祉的就労

一般企業等での就労が困難な障がいのある人が、就労継続支援施設（A型、B型）等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

◆福祉的就労施設

就労継続支援施設（A型、B型）、就労移行支援施設等のことを指す。

◆訪問看護

看護師等が利用者の居宅を訪ね、療養上の世話や診療の補助等を行うもの。

ま行

◆民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、児童委員を兼ねている。

や行

◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語等、人々が持つさまざまな特性や違いを認め合い、最初からできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしようとする考え方。

ら行

◆療育手帳

知的障がい者に対し、都道府県知事（政令指定都市にあってはその市長）が発行する障害者手帳のこと。18歳未満では児童相談所が、18歳以上では知的障がい者更生相談所において「知的障がい」と判定される。

第4次 伊豆の国市障がい者計画
第6期 伊豆の国市障害福祉計画
第2期 伊豆の国市障害児福祉計画

令和3年3月

発行 伊豆の国市 市民福祉部障がい福祉課
〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京 299-6
TEL 0558-76-8007 FAX 0558-76-8029